

クラウドコーリング サービス契約約款

令和5年4月1日

KDDI 株式会社

目次

第1章 総則	5
第1条 約款の適用	5
第2条 約款の変更	5
第3条 用語の定義	5
第4条 緊急通報の取扱い	8
第5条 外国における取扱い制限	8
第1章の2 クラウドコーリングサービスの種類	8
第5条の2 クラウドコーリングサービスの種類	8
第2章 クラウドコーリングサービスの提供区間等	9
第6条 クラウドコーリングサービスの提供区間	9
第7条 クラウドコーリングサービスの提供区域	9
第3章 クラウドコーリングサービス契約	10
第8条 クラウドコーリングサービス契約の単位	10
第9条 クラウドコーリングサービス契約の申込の方法	10
第10条 クラウドコーリングサービスの申込の承諾	10
第11条 クラウドコーリングサービス契約の変更	11
第12条 利用契約回線の収容	11
第13条 利用契約回線の移転	11
第14条 クラウドコーリングサービス契約に基づく権利の譲渡の禁止	11
第15条 クラウドコーリングサービス契約者が行うクラウドコーリングサービス契約の解除	11
第16条 破産等によるクラウドコーリングサービス契約の解除	11
第17条 当社が行うクラウドコーリングサービス契約の解除	12
第18条 電気通信番号	12
第19条 電気通信番号の変更	12
第20条 その他の提供条件	12
第4章 付加機能	13
第21条 付加機能の提供	13
第22条 付加機能における電気通信番号	13
第5章 利用中止等	14
第23条 クラウドコーリングサービスの利用中止	14
第24条 クラウドコーリングサービスの利用停止	14
第25条 クラウドコーリングサービスの接続休止	15
第6章 通信	16
第1節 通信の区別等	16
第26条 通信の区別等	16
第2節 通信利用の制限等	16
第27条 通信利用の制限等	16
第28条 通信時間等の制限	17
第3節 音声通信の品質	17

第 29 条 音声通信の品質	17
第 4 節 当社、特定事業者又は協定事業者の契約約款等による制約.....	18
第 30 条 当社、特定事業者又は協定事業者の契約約款等による制約	18
第 5 節 通信時間の測定等	18
第 31 条 通信時間の測定等	18
第 6 節 発信電気通信番号通知	18
第 32 条 発信電気通信番号等通知	18
第 7 章 料金等	19
第 1 節 料金及び工事に関する費用	19
第 33 条 料金及び工事に関する費用	19
第 2 節 料金の支払義務	19
第 34 条 定額利用料の支払義務	19
第 35 条 利用料の支払義務	21
第 36 条 工事に関する費用の支払義務	21
第 37 条 ユニバーサルサービス料の支払義務	21
第 37 条 の 2 電話リレーサービス料の支払義務	21
第 3 節 料金の計算方法等	22
第 38 条 料金の計算方法等	22
第 4 節 割増金及び延滞利息	23
第 39 条 割増金	23
第 40 条 延滞利息	23
第 5 節 他社接続通信の料金の取扱い	23
第 41 条 他社接続通信の料金の取扱い	23
第 5 節 の 2 協定事業者に係る債権の譲受等	23
第 41 条 の 2 協定事業者に係る債権の譲受等	23
第 8 章 保守	24
第 42 条 クラウドコーリングサービス契約者の切分責任	24
第 43 条 修理又は復旧の順位	24
第 9 章 損害賠償	25
第 44 条 責任の制限	25
第 45 条 免責	25
第 10 章 附帯サービス	26
第 46 条 附帯サービス	26
第 11 章 雑則	27
第 47 条 承諾の限界	27
第 48 条 利用に係るクラウドコーリングサービス契約者の義務	27
第 49 条 利用上の制限	28
第 49 条 の 2 クラウドコーリングサービス契約者の情報の取得	28
第 49 条 の 3 電話帳	29
第 49 条 の 4 電話番号案内	30
第 49 条 の 5 番号情報の提供	30

第 49 条 の 6 相互接続番号案内	30
第 49 条 の 7 相互接続番号案内料の支払義務	31
第 50 条 クラウドコーリングサービス契約者の氏名等の通知	31
第 51 条 協定事業者からの通知	31
第 52 条 注意喚起	31
第 53 条 送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処	31
第 54 条 クラウドコーリングサービス契約者に係る情報の利用	32
第 54 条 の 2 協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行	32
第 55 条 法令に規定する事項	33
第 56 条 閲覧	33
別記	34
料金表	40
別表 1 外国との音声通信に係る取扱地域等	72
別表 2 特定装置に係る機能	78

第1章 総則

第1条 約款の適用

当社は、このクラウドコーリングサービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これによりクラウドコーリングサービス(当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。

- 2 前項のほか、当社は、クラウドコーリングに附帯するサービス(当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。)をこの約款により提供します。

第2条 約款の変更

当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。当社は、変更後の本約款及びその効力発生時期を、当社の指定するホームページその他相当の方法で周知するものとし、変更後の本約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、

- 2 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに提示します。

第3条 用語の定義

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1) 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
(2) 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
(3) 音声通信	インターネットプロトコルによりおおむね4キロヘルツ帯域の音声その他の音響を伝送交換する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信であって、データ通信以外のもの。
(4) データ通信	専ら符号又は影像を伝送交換するための電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信
(5) クラウドコーリングサービス網	音声通信及びデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号又は音響の伝送交換を行うために当社が設置する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
(6) クラウドコーリングサービス	クラウドコーリング網を利用して当社が行う当社のデータ通信サービス又は音声通信転送サービス
(7) クラウドコーリングサービス取扱所	クラウドコーリングサービスに関する業務を行う当社の事業所

(8) クラウドコーリングサービス契約	当社からクラウドコーリングサービスを受けるための契約
(9) クラウドコーリングサービス契約者	当社とクラウドコーリングサービス契約を締結している者
(10) 自営端末設備	クラウドコーリングサービス契約者が設置する端末設備
(11) 自営電気通信設備	クラウドコーリングサービス契約者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
(12) ユーザ ID	クラウドコーリングサービス契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、クラウドコーリングサービス契約に基づいて所定の専用ホームページを提供するために当社が当該クラウドコーリングサービス契約者に割り当てるもの
(13) ユーザパスワード	ユーザ ID の使用者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、クラウドコーリングサービス契約に基づいて所定のホームページを提供するために当社が当該クラウドコーリングサービス契約者に割り当てるもの
(14) ユーザコード	英字及び数字の組み合わせであって、当社がクラウドコーリングサービス契約に基づいてそのクラウドコーリングサービス契約者に割り当てるもの
(15) メンバーズコード	当社の電話サービス等契約約款に定めるフリーコールサービスの利用の請求をした者に当社がお知らせする数字
(16) 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定(事業法第33条第9項若しくは同条第10項又は第34条第4項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定を含みます。以下同じとします。)に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
(17) 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
(18) 特定事業者	日本マイクロソフト株式会社もしくは Microsoft Japan Co., Ltd.、ジェネシスクラウドサービス株式会社もしくは Genesys Cloud Services K.K 又は ZVC JAPAN 株式会社もしくは Zoom Video Communications, Inc.
(19) アクセスポイント	クラウドコーリングサービス網と当社の他の電気通信サービスに係る電気通信回線との接続点
(20) 特定装置	クラウドコーリングサービスを提供するためにクラウドコーリングサービス取扱所に設置される別表2 特定装置に係る機能に記載する機能を有する電気通信設備
(21) 取扱所交換設備	電気通信回線(特定装置との接続の用に供するものに限ります。)を収容するためにクラウドコーリングサービス取扱所に設置される交換設備

(22) 特定装置接続回線	取扱所交換設備とその取扱所交換設備が設置されている当社の事業所内の特定装置との間に設置される電気通信回線
(23) 特定アクセスポイント	クラウドコーリングサービスを提供するために当社がクラウドコーリングサービス網内のクラウドコーリングサービス取扱所に設置する電気通信設備
(24) 利用契約回線	特定アクセスポイントと特定装置との間に設置される電気通信回線
(25) au 契約者回線	<p>当社又は沖縄セルラー電話株式会社の povo1.0 通信サービス契約約款若しくは povo2.0 通信サービス契約約款、au (5G) 通信サービス契約約款又は au (LTE) 通信サービス契約約款 (以下あわせて「au 約款」といいます。)に定める契約者回線 (povo1.0 通信サービス若しくは povo2.0 通信サービス、5G サービス、LTE サービス又はローミングに係るものであって 5G シングル及び LTE シングルのものを除きます。)</p> <p>(注)ここに定める「契約者回線」には、当社又は沖縄セルラー電話株式会社より電気通信役務の提供を受けて提供するMVNOサービス(電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」といいます。)に定める仮想移動電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)に係る電気通信回線を含みます。</p>
(26) UQm 契約者回線	当社又は沖縄セルラー電話株式会社の UQ mobile 通信サービス契約約款に定める契約者回線(デュアルサービス又はローミングにかかるものに限ります。)又は UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款に定める契約者回線
(27) 料金月	1 の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間
(28) 番号規則	電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)
(29) 他社接続通信	相互接続点を介してクラウドコーリングサービス網と相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用して行う通信
(30) 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
(31) ケーブル陸揚局	複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所
(32) 固定衛星地球局	複数地点間の電気通信のために用いられる衛星回線(当社が指定する人工衛星を経由して設定される電気通信回線をいいます。以下同じとします。)の設定に係る地球局であって、船舶地球局及び携帯移動地球局以外のもの

(33) ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金
(34) 電話リレーサービス	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年法律第53号)に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則(令和2年総務省令第110号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金
(35) 船舶地球局	当社の海事衛星通信サービス契約約款に定める海事衛星通信を取り扱う船舶に設置された地球局
(36) 携帯移動地球局	当社の携帯移動衛星通信サービス契約約款に定める携帯移動衛星通信を取り扱うために設置された地球局
(37) PHS事業者	電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信サービスを提供する電気通信事業者

第4条 緊急通報の取扱い

クラウドコーリングサービスでは、番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号(110、118又は119に限ります。)をダイヤルして行う音声通信を取り扱いません。クラウドコーリングサービス契約者は、緊急通報に関する電気通信番号が発信可能な他の回線を用意いただきます。

第5条 外国における取扱い制限

クラウドコーリングサービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者(外国の法令に基づいて、その外国において電気通信サービスを提供しているものを言います。以下同じとします。)の定める契約約款などにより制限されることがあります。

第1章の2 クラウドコーリングサービスの種類

第5条の2 クラウドコーリングサービスの種類

クラウドコーリングサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
タイプⅠ	タイプⅡ及びタイプⅢ以外のもの
タイプⅡ	ジェネシスクラウドサービス株式会社もしくはGenesys Cloud Services K.K.のサービスに係るもの
タイプⅢ	ZVC JAPAN 株式会社もしくはZoom Video Communications, Inc. のサービスに係るもの

第2章 クラウドコーリングサービスの提供区間等

第6条 クラウドコーリングサービスの提供区間

当社のクラウドコーリングサービスは 別記 1 に定める提供区間において提供します。

第7条 クラウドコーリングサービスの提供区域

当社は、当社が指定するクラウドコーリングサービス取扱所において、クラウドコーリングサービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第3章 クラウドコーリングサービス契約

第8条 クラウドコーリングサービス契約の単位

当社は、1の利用契約回線ごとに1のクラウドコーリングサービス契約を締結します。この場合において、クラウドコーリングサービス契約者は、1のクラウドコーリングサービス契約につき1人に限ります。

第9条 クラウドコーリングサービス契約の申込の方法

クラウドコーリングサービス契約の申込をするときは、契約事務を行うクラウドコーリングサービス取扱所に対し、当社所定の申込及びその申込内容を確認するために当社が別に定める事項の提出をしていただきます。

第10条 クラウドコーリングサービスの申込の承諾

当社は、クラウドコーリングサービス契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は前項に定める承諾をしたときは、1のクラウドコーリングサービス契約ごとに1のユーザコードをクラウドコーリングサービス契約者にお知らせします。
- 3 前項の規定にかかわらず、当社は、クラウドコーリングサービスの提供に必要な電気通信設備に余裕がないときは、その申込の承諾を延期することがあります。
- 4 当社は、前3項の規定にかかわらず、次の場合には、そのクラウドコーリングサービス契約の申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込のあったクラウドコーリングサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) クラウドコーリングサービス契約の申込をしたものがクラウドコーリングサービスに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) クラウドコーリングサービス契約の申込をしたものが当社の提供する電気通信サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) クラウドコーリングサービス契約の申込をしたものがその申込にあたり虚偽の申告をしたとき、又はその申込の内容を確認するために当社が別に定める事項の提出を行わないとき。
 - (5) クラウドコーリングサービス契約の申込をしたものが、特定事業者の所定のサービスの契約約款等に合意しないとき。
 - (6) 特定事業者から付与されるライセンス（特定事業者から所定のサービスの提供を受けるための使用権であって、契約者の請求に応じて特定事業者が付与するものをいいます。）を取得していないとき又は取得する計画がないとき。
 - (7) クラウドコーリング契約の申込内容が特定事業者との協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき、その他特定事業者の承諾が得られないとき。
 - (8) この約款の規定に反し、又は反することとなるおそれがあるとき。
 - (9) その他クラウドコーリングサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第11条 クラウドコーリングサービス契約の変更

クラウドコーリングサービス契約者は、クラウドコーリングサービス契約の変更をしようとするときは、契約事務を行うクラウドコーリングサービス取扱所に対し、当社所定の申込及びその申込内容を確認するために当社が別に定める事項の提出をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第10条 クラウドコーリングサービスの申込の承諾の規定に準じて取り扱います。

第12条 利用契約回線の収容

利用契約回線は、そのクラウドコーリングサービス契約者の自営端末設備又は自営電気通信設備のある場所に基づき当社が指定するクラウドコーリングサービス取扱所に収容します。なお、通常の経路以外の経路により設置する異経路の扱いは行いません。

- 2 前項の規定によるほか、当社は、第43条 修理又は復旧の順位の規定によるとき、又は技術上若しくは業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、利用契約回線を収容するクラウドコーリングサービス取扱所を変更することがあります。

第13条 利用契約回線の移転

クラウドコーリングサービス契約者は、利用契約回線の移転の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第10条 クラウドコーリングサービスの申込の承諾の規定に準じて取り扱います。

第14条 クラウドコーリングサービス契約に基づく権利の譲渡の禁止

クラウドコーリングサービス契約者がクラウドコーリングサービス契約に基づいてクラウドコーリングサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第15条 クラウドコーリングサービス契約者が行うクラウドコーリングサービス契約の解除

クラウドコーリングサービス契約者は、クラウドコーリングサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約事務を行うクラウドコーリングサービス取扱所に所定の方法で通知していただきます。

第16条 破産等によるクラウドコーリングサービス契約の解除

当社は、クラウドコーリングサービス契約者について、破産法(平成16年法律第75号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのクラウドコーリングサービス契約を解除することがあります。

第17条 当社が行うクラウドコーリングサービス契約の解除

当社は、第24条 クラウドコーリングサービスの利用停止の規定によりクラウドコーリングサービスの利用停止をされたクラウドコーリングサービス契約者がなおその事実を解消しない場合は、そのクラウドコーリングサービス契約を解除することがあります。

- 2 当社は、クラウドコーリングサービス契約者が第24条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認めるときは、前項の規定にかかわらず、クラウドコーリングサービスの利用停止をしないでそのクラウドコーリングサービス契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前項の規定により、そのクラウドコーリングサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことをクラウドコーリングサービス契約者に通知します。

第18条 電気通信番号

クラウドコーリングサービス契約に係る電気通信番号は、1のユーザコードに対応する特定装置接続回線ごとに1の電気通信番号(番号規則別表第1号又は第6号に規定する電気通信番号であって、当社が別に定めるものに限ります。以下同じとします。)を当社が定めます。

- 2 削除
- 3 当社は、第43条 修理又は復旧の順位の規定による場合のほか、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときはクラウドコーリングサービスに係る電気通信番号を変更することがあります。
- 4 前項の規定により、クラウドコーリングサービスに係る電気通信番号を変更する場合には、あらかじめ、そのことをクラウドコーリングサービス契約者に通知します。

第19条 電気通信番号の変更

クラウドコーリングサービス契約者は、そのクラウドコーリングサービス契約に係る電気通信番号を変更しようとするときは、当社所定の書面を、契約事務を行うクラウドコーリングサービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

第20条 その他の提供条件

クラウドコーリングサービス契約にかかるその他の提供条件については、別記のほか、当社が別に定めるところによります。

第4章 付加機能

第21条 付加機能の提供

当社は、クラウドコーリングサービス契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第3 付加機能利用料に定めるところにより、付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求したクラウドコーリングサービス契約者がクラウドコーリングサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 付加機能の提供を請求したクラウドコーリングサービス契約者が第24条 クラウドコーリングサービスの利用停止の規定によりクラウドコーリングサービスの利用停止をされている、又は当社が行うクラウドコーリングサービス契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (3) 付加機能の提供を請求したクラウドコーリングサービス契約者が本条第2項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
 - (4) 付加機能の提供を請求したクラウドコーリングサービス契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - (5) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
 - (6) 料金表第3 付加機能利用料に特段の定めがあるとき。
- 2 当社は、料金表第3 付加機能利用料に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

第22条 付加機能における電気通信番号

当社は、第18条 電気通信番号の規定のほか、料金表第3 付加機能利用料の「Calling 番号サービス欄」に定める付加機能の利用に係る請求ごとに、電気通信番号(番号規則別表第1号又は第6号に規定する電気通信番号であって、当社が別に定めるものに限り、)を当社が定めます。

- 2 削除
- 3 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項に基づき定めた電気通信番号(以下「付加機能における電気通信番号」といいます。)を変更することがあります。
- 4 前項の規定により、付加機能における電気通信番号を変更する場合には、あらかじめそのことを付加機能の利用者にお知らせします。
- 5 前2項の規定のほか、第19条 電気通信番号の変更 の規定は、付加機能における電気通信番号の変更について、準用します。

第5章 利用中止等

第23条 クラウドコーリングサービスの利用中止

当社は、次の場合には、クラウドコーリングサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 多数の不完了通信(対話者の応答前に通信の発信を取りやめることを言います。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 第27条 通信利用の制限等の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (4) 相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所を変更するとき。
 - (5) 第6条 クラウドコーリングサービスの提供区間の規定により、サービス提供地域を変更するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりクラウドコーリングサービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことをクラウドコーリングサービス契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第24条 クラウドコーリングサービスの利用停止

当社は、クラウドコーリングサービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間(そのクラウドコーリングサービスに係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったクラウドコーリングサービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務(当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービスに係る料金(当社がクラウドコーリングサービスに係る料金と料金月単位で一括して請求するものに限ります。))を含みます。))をいいます。以下この条において同じとします。))を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのクラウドコーリングサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) クラウドコーリングサービス契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービス(他のクラウドコーリングサービスを含みます。以下本条において同じとします。))又は締結していた他の電気通信サービスに係る料金等その他の債務(その契約により支払いを要することとなったものをいいます。))について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 第48条 利用に係るクラウドコーリングサービス契約者の義務の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (4) 当社の承諾を得ずに、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を利用して利用契約回線にかかる通信を行ったとき。

- (5) その利用契約回線に係る自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号。以下「端末設備等規則」といいます。)に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備の利用を中止しなかったとき。
 - (6) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、クラウドコーリングサービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、複数のクラウドコーリングサービス契約を締結しているクラウドコーリングサービス契約者が、そのいずれかのクラウドコーリングサービス契約において、第48条の規定に違反したと当社が認めたときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、その全てのクラウドコーリングサービス契約に係るクラウドコーリングサービスの利用を停止することがあります。
 - 3 当社は、前2項の規定によりクラウドコーリングサービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間をクラウドコーリングサービス契約者に通知します。ただし、第1項第3号又は前項の規定によりクラウドコーリングサービスの利用停止をする場合は、この限りではありません。

第25条 クラウドコーリングサービスの接続休止

- 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止により、クラウドコーリングサービス契約者がクラウドコーリングサービスを全く利用することができなくなったときは、クラウドコーリングサービスの接続休止(クラウドコーリングサービスを利用して行う通信と他社接続通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。)を行います。ただし、そのクラウドコーリングサービスについて、クラウドコーリングサービス契約者からクラウドコーリングサービス契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。
- 2 当社は、前項の規定によりクラウドコーリングサービスの接続休止をするときは、あらかじめ、そのことをクラウドコーリングサービス契約者にお知らせします。
 - 3 第1項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのクラウドコーリングサービスに係るクラウドコーリングサービス契約は解除されたものとして取り扱います。この場合には、当社は、そのことをクラウドコーリングサービス契約者にお知らせします。

第6章 通信

第1節 通信の区別等

第26条 通信の区別等

音声通信の区別は、次のとおりとします。

区 別	内 容
自動音声通信	請求者のダイヤル操作等により、自動的に対話者に接続される音声通信
非自動音声通信	当社電話交換局(クラウドコーリングサービスの音声通信に関する交換業務を行う当社の事業所をいいます。以下同じとします。)の交換取扱者又は外国の交換取扱者を介して、対話者側に接続される音声通信(ファクシミリ通信を除きます。)

- 2 非自動音声通信の種別は、第28条の2 非自動音声通信の種別及び接続の順位 及び料金表第2 基本利用料に定めるところによります。

第2節 通信利用の制限等

第27条 通信利用の制限等

クラウドコーリングサービス契約者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときにおいて、本サービスの電気通信回線を利用することができない場合があります。

- 2 当社は、外国又は特定衛星端末(固定衛星地球局との間に衛星回線を設定することのできる端末設備をいいます。以下同じとします。)との音声通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合は、外国又は特定衛星端末との音声通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置を執ることがあります。
- 3 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信があらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 4 クラウドコーリングサービスに係る利用者が、一定時間内に基準値を超える大量の符号を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄します。
- 5 当社は、クラウドコーリングサービス網の通信帯域が逼迫する等して、当社の電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じ、及びひいてはクラウドコーリングサービスに係る利用者のクラウドコーリングサービスの利用に支障が生じることを防止するため、クラウドコーリングサービス網で取り扱う通信について、大量に受信させる等によってクラウドコーリングサービス網その他の当社の電気通信サービスに係る電気通信設備の通信帯域を不当に逼迫させる等の目的で送信される IP パケット(以下「特定目的通信」といいます。)の検知を行うとともに、クラウドコーリングサービス網で取り扱う通信が特定目的通信であると判断したときは、その通信を破棄することがあります。

第28条 通信時間等の制限

当社は、音声通信(非自動音声通信を除きます。以下この条において同じとします。)が著しくふくそうするときは、その通信時間又は特定の地域への音声通信の利用を制限することがあります。

2 非自動音声通信の種別及び接続の順位は、次のとおりとします。

種 別	内 容	接続の順位
非常音声通信	1 海上、陸上、空中及び宇宙空間における人命の安全に関する非自動音声通信 2 世界保健機関の伝染病に関する特別に緊急な非自動音声通信 3 大事故、地震、暴風、台風、火事、洪水、難破その他の災害又は人命救助業務に係る非自動音声通信	1
緊急音声通信	次に掲げる者が行う非自動音声通信並びに国際連合の特権及び免除に関する条約(昭和38年条約第12号)第3条及び専門機関の特権及び免除に関する条約(昭和38年条約第13号)第4条の規定に基づき、国際連合及び専門機関が行う公用の非自動音声通信(以下「官用音声通信」といいます。)であって、先順位を請求したもの (1) 国の元首 (2) 政府の首長及び政府の一員である者 (3) 陸軍、海軍及び空軍の司令長官 (4) 外交官及び領事官 (5) 国際連合の事務総長及び国際連合の主要機関の長 (6) 国際司法裁判所	2
一般音声通信	非常音声通信及び緊急音声通信以外の非自動音声通信	3

3 当社は、非自動音声通信が著しくふくそうするときは、一般音声通信(官用音声通信を除きます。)に限り、その通信時間を制限することがあります。

4 当社は、非常音声通信の取扱上必要がある場合は、一般音声通信及び緊急音声通信を切断することがあります。

5 当社は、天災、事変、その他の非常事態の発生、又は電気通信回線設備の障害、その他の事由により、非自動音声通信が著しく遅延し又は遅延するおそれがあるときは、その遅延の程度に応じ、下記の措置を執ることがあります。

(1) 非常音声通信及び緊急音声通信のほかは、受け付けません。

(2) 非常音声通信のほかは、受け付けません。

第3節 音声通信の品質

第29条 音声通信の品質

音声通信の品質については、クラウドコーリングサービスの利用の態様等により変動する場合があります。

第4節 当社、特定事業者又は協定事業者の契約約款等による制約

第30条 当社、特定事業者又は協定事業者の契約約款等による制約

クラウドコーリングサービス契約者は、当社、特定事業者又は協定事業者の電気通信サービスその他のサービスに関する契約約款等の規定により、クラウドコーリングサービスに係る特定事業者あるいは協定事業者のサービス又は電気通信回線を使用することができない場合においては、クラウドコーリングサービスに係る通信を行うことはできません。

第5節 通信時間の測定等

第31条 通信時間の測定等

通信時間の測定などについては、料金表 第2 基本利用料に定めるところによります。

第6節 発信電気通信番号通知

第32条 発信電気通信番号等通知

音声通信については、当社が別に定めるところにより、その発信電気通信番号(その音声通信の発信元に係る電気通信番号をいいます。以下同じとします。)を着信先の当社の電気通信回線又は着信先の電気通信回線に係る相互接続点へ通知します。ただし、次の音声通信については、この限りではありません。

- (1) 音声通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う音声通信
- 2 クラウドコーリングサービス契約者は、本上の規定等により通知を受けた発信電気通信番号の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。
- 3 当社は、情報を相手先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、第44条 責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

第33条 料金及び工事に関する費用

当社が提供するクラウドコーリングサービスに係る料金は、基本利用料(料金表 第2 基本利用料 に定める料金をいいます。以下同じとします。)、付加機能利用料(料金表 第3 付加機能利用料 に定める料金をいいます。以下同じとします。)、附帯サービスに関する料金等(料金表 第5 附帯サービスに関する料金等に定める料金をいいます。以下同じとします。)、ユニバーサルサービス料(料金表 第6 ユニバーサルサービス料に定める料金をいいます。以下同じとします。)及び電話リレーサービス料(料金表第7 電話リレーサービス料に定める料金をいいます。以下同じとします。)とし、料金表に定めるところによります。

- 2 当社が提供するクラウドコーリングサービスに係る工事に関する費用は、工事費(料金表 第4 工事費 に定める工事に関する費用をいいます。以下同じとします。)及び附帯サービスに関する料金等(料金表 第5 附帯サービスに関する料金等 に定める工事に関する費用をいいます。)とし、料金表に定めるところによります。

第2節 料金の支払義務

第34条 定額利用料の支払義務

クラウドコーリングサービス契約者は、そのクラウドコーリングサービス契約に基づいて当社がクラウドコーリングサービス又は付加機能の提供を開始した日から起算してクラウドコーリングサービス契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間について、当社が提供するクラウドコーリングサービスの態様に応じて、定額利用料(料金表 第2 基本利用料 又は料金表 第3 付加機能利用料に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要します。ただし、この約款又は料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

- 2 前項の期間において、利用停止等によりクラウドコーリングサービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。
 - (1) 利用停止があったときは、クラウドコーリングサービス契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、クラウドコーリングサービス契約者は、次の場合を除いて、クラウドコーリングサービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 クラウドコーリングサービス契約者の責めによらない理由により、クラウドコーリングサービスを全く利用できない状態(クラウドコーリングサービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄から4欄までに該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
2 当社の故意又は重大な過失により、そのクラウドコーリングサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料
3 利用契約回線の移転、サービス提供地域の変更又は相互接続点の所在場所の変更に伴って、クラウドコーリングサービスを利用できなくなった期間が生じたとき(クラウドコーリングサービス契約者の都合により、クラウドコーリングサービスを利用しなかった場合であって、クラウドコーリングサービスに係る電気通信設備等を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料
4 クラウドコーリングサービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料

3 第1項の期間において、特定事業者の提供するサービスを利用できない状態(クラウドコーリングサービス契約者の責めによらない理由により、クラウドコーリングサービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態及び特定事業者の故意又は過失により、そのクラウドコーリングサービスを全く利用できない状態を含みます。)が生じた場合又はクラウドコーリングサービス契約者に帰する理由もなく他社接続通信を行うことができない場合であっても、クラウドコーリングサービス契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第35条 利用料の支払義務

クラウドコーリングサービス契約者は、第 31 条 通信時間の測定等 の規定により当社が測定した通信時間と料金表第 2 基本利用料又は料金表第 3 付加機能利用料の規定に基づいて算定した利用料(料金表第 2 基本利用料又は料金表第 3 付加機能利用料に定める料金のうち、従量料金であるものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要します。ただし、料金表第 3 付加機能利用料に定める付加機能を利用した通信の利用料について、特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。

- 2 クラウドコーリングサービス契約者は、その利用契約回線等によりクラウドコーリングサービス契約者以外のもが行った通信に係る利用料についても、当社に対し責任を負わなければなりません。
- 3 クラウドコーリングサービス契約者は、利用料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、第 2 基本利用料又は料金表第 3 付加機能利用料に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、当社は、クラウドコーリングサービス契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第36条 工事に関する費用の支払義務

クラウドコーリングサービス契約者は、工事に関する費用を要する申込又は請求をし、その承諾を受けたときは、工事費若しくは附帯サービスに関する料金等の支払いを要します。ただし、工事の着手前にそのクラウドコーリングサービス契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事に関する費用が支払われているときは、当社は、その工事に関する費用を返還します。

- 2 クラウドコーリングサービス契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第37条 ユニバーサルサービス料の支払義務

クラウドコーリングサービス契約者は、第 18 条 電気通信番号及び第 22 条 付加機能における電気通信番号の規定により、当社が定めた電気通信番号について、料金表第 6 ユニバーサルサービス料の規定に基づいて算定したユニバーサルサービス料の支払いを要します。

第37条の2 電話リレーサービス料の支払義務

クラウドコーリングサービス契約者は、第 18 条 電気通信番号及び第 22 条 付加機能における電気通信番号の規定により、当社が定めた電気通信番号について、料金表第 7 電話リレーサービス料の規定に基づいて算定した電話リレーサービス料の支払いを要します。

第3節 料金の計算方法等

第38条 料金の計算方法等

料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表第1通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

第39条 割増金

クラウドコーリングサービス契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第40条 延滞利息

クラウドコーリングサービス契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 他社接続通信の料金の取扱い

第41条 他社接続通信の料金の取扱い

クラウドコーリングサービス契約者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、他社接続通信に関する料金の支払いを要します。

- 2 前項の場合において、他社接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとします。

第5節の2 協定事業者に係る債権の譲受等

第41条の2 協定事業者に係る債権の譲受等

協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結しているクラウドコーリングサービス契約者は、協定事業者の契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社がその債権の履行をクラウドサービス契約者に請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、クラウドコーリングサービス契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

- 2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するクラウドコーリングサービスの料金とみなして取り扱います。

第8章 保守

第42条 クラウドコーリングサービス契約者の切分責任

クラウドコーリングサービス契約者は、利用契約回線に係る自営端末設備又は自営電気通信設備が設置されている場合であって、クラウドコーリングサービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 本条の規定にかかわらず、当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備については、本条の規定は適用がないものとします。

第43条 修理又は復旧の順位

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第27条 通信利用の制限等の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

- 2 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した利用契約回線について、暫定的にその利用契約回線に係る特定装置接続回線の電気通信番号を変更することがあります。

第9章 損害賠償

第44条 責任の制限

当社は、クラウドコーリングサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由(当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由を含みます。)によりその提供を行わなかったときは、そのクラウドコーリングサービスが全く利用できない状態(当該クラウドコーリングサービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該クラウドコーリングサービス契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款等に定めるところにより損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 第1項の場合において、当社は、クラウドコーリングサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該クラウドコーリングサービスに係る次の料金の合計額を料金表通則の規定に準じて算出し、その合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
 - (1) 料金表第2 基本利用料又は料金表第3 付加機能利用料に定める定額利用料
 - (2) 料金表第2 基本利用料又は料金表第3 付加機能利用料に定める利用料(クラウドコーリングサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日が属する料金月の前3 料金月の1日当たりの平均利用料(前3 料金月の実績を把握することが困難な場合には、原則として、クラウドコーリングサービスを全く利用できない状態が生じた日以前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金)により算出します。)
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、クラウドコーリングサービスの提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局又は固定衛星地球局より外国側又は衛星側の電気通信回線設備における障害であるときは、クラウドコーリングサービスの提供をしなかったことにより生じた損害を賠償しません。
- 4 当社は、クラウドコーリングサービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表第2 基本利用料又は料金表第3 付加機能利用料に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第45条 免責

当社は、クラウドコーリングサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、クラウドコーリングサービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合又はその電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。ただし、当社に故意又は重過失がある場合には、この限りではありません。

第10章 附帯サービス

第46条 附帯サービス

クラウドコーリングサービスなどに関する附帯サービスの取扱いについては、別記に定めるところによります。

第11章 雑則

第47条 承諾の限界

当社は、クラウドコーリングサービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をしたクラウドコーリングサービス契約者にお知らせします。

第48条 利用に係るクラウドコーリングサービス契約者の義務

クラウドコーリングサービス契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がクラウドコーリングサービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 故意に多数の不完了通信を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がクラウドコーリングサービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (5) 当社がクラウドコーリングサービス契約に基づき提供した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (6) ユーザ ID 又はユーザパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことを、すみやかに契約事務を行うクラウドコーリングサービス取扱所に届け出ること。
- (7) 自営端末設備又は自営電気通信設備において、音声通信品質を損なうおそれがある設定の変更等の行為を行わないこと。
- (8) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、クラウドコーリングサービスを利用しないこと。
- (9) 当社が別に定めるところにより行うクラウドコーリングサービス契約者に係る住所又は居所の確認に応じること。
- (10) クラウドコーリングサービス契約者は、クラウドコーリングサービスの全部又は一部をクラウドコーリングサービス契約者以外の者に使用させる場合は、本約款に規定されるクラウドコーリングサービス契約者の義務と同等の義務をそのクラウドコーリングサービス契約者以外の者にも負わせること。
- (11) クラウドコーリングサービス契約者は、クラウドコーリングサービスの全部又は一部をクラウドコーリングサービス契約者以外の者に使用させる場合は、そのクラウドコーリングサービスを使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。

- (12) クラウドコーリングサービス契約者は、クラウドコーリングサービスの全部又は一部を自らの電気通信事業の用に現に供している者及び供しようとする場合は、その旨及び電気通信番号使用計画の認定状況について当社に申告すること。
 - (13) クラウドコーリングサービス契約者は、クラウドコーリングサービスの全部又は一部を自らの電気通信事業の用に供する場合は、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。
 - (14) 当社所定の方法により、クラウドコーリングサービスを自らの電気通信事業の用に供している又は供しようとする旨を当社に申告すること及び電気通信番号使用計画の認定を受けた又は認定のための申請を行っている事実を確認するための書類（当社が別に定めるものに限ります。）を当社に提出すること。
 - (15) 当社が、番号使用条件の遵守状況について当社が別に定める事項の回答を求めた場合は、その求めに応じること。
 - (16) 前2号の規定により当社に申告、提出又は回答された内容（クラウドコーリングサービス契約者の氏名等の情報及び回答がされない場合は、その事実を含みます。）を、当社が総務省に通知することについて承諾すること。
- 2 当社は、クラウドコーリングサービス契約者の行為が別記4に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第8号の義務に違反したものとみなします。
- 3 クラウドコーリングサービス契約者は、前2項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第49条 利用上の制限

クラウドコーリングサービス契約者は、コールバックサービス（本邦から本邦外へ発信する音声通信を外国から発信する形態に転換することによって音声通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、次の方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で音声通信を行ってはなりません。

区 別	方式の概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して音声通信の請求が行われ、クラウドコーリングサービス電話契約者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際し、当社が音声通信に係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

第49条の2 クラウドコーリングサービス契約者の情報の取得

クラウドコーリングサービス契約者は、クラウドコーリングサービスサービス提供にかかわるものの氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を当社が取得することを承諾するものとします。

第49条の3 電話帳

当社は、クラウドコーリングサービス契約者（第18条の2電気通信番号において番号規則別表第1号に該当する番号をもつものに限ります。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社が別記8の2から8の4まで及び別に定めるところにより、電気通信番号（第18条の2電気通信番号における、番号規則別表第1号に該当するものに限ります。以下この条において同じとします。）を電話帳（別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。）に掲載（以下「電話帳掲載」といいます。）します。

（注）この条で定める「別に定める協定事業者」は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

第49条の4 電話番号案内

当社は、クラウドコーリングサービス契約者から請求があったときは、当社が別に定める電気通信番号について、当社が別に定める協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

(注)電話帳への掲載を省略されているもの(クラウドコーリングサービス契約者から案内を行ってほしい旨の請求があるものを除きます。)については、電気通信番号の案内は行いません。

第49条の5 番号情報の提供

当社は、当社の番号情報(電話帳掲載又は電話番号案内に必要な情報(第49条の3電話帳及び第49条の4電話番号案内の規定により電話帳掲載又は電話番号案内の請求を行ったクラウドコーリングサービス契約者に係るクラウドコーリングサービス契約の情報に限り)をいいます。以下この条において同じとします。)について、番号情報データベース(番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。)に登録します。

- 2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が、電話帳発行又は電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等(当社が別に定める者に限り)に提供します。
- 3 当社は、当社が指定するクラウドコーリングサービス取扱所において、この条第2項に規定する電気通信事業者等を閲覧に供します。
- 4 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成10年郵政省告示第570号)」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。
- 5 本条第2項の規定にかかわらず、西日本電信電話株式会社は、クラウドコーリングサービス契約者が電話番号案内のみを行うものと指定した番号情報については、電話番号案内の目的に限定して利用する場合に限りその番号情報を電気通信事業者等に提供します。

(注) この条第2項に規定する「当社が別に定める者」は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容されたクラウドコーリングサービス契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

第49条の6 相互接続番号案内

クラウドコーリングサービス契約者(第18条の2電気通信番号において番号規則別表第1号に該当する番号をもつものに限り)は、そのクラウドコーリングサービス契約に係る利用契約回線から相互接続番号案内(相互接続点を介して当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

(注)「当社が別に定める協定事業者」は株式会社エボルバとします。

第49条の7 相互接続番号案内料の支払義務

クラウドコーリングサービス契約者は、相互接続番号案内を利用の都度、料金表第4の2 相互接続番号案内料 に規定する相互接続番号案内料の支払いを要します。

- 2 クラウドコーリングサービス契約者は、そのクラウドコーリングサービス契約者に係る利用契約回線によりクラウドコーリングサービス契約者以外の者が行った通信に係る相互接続番号案内料についても、当社に対し責任を負わなければなりません。(別)「別に定める協定事業者」は、株式会社 KDDI エボルバとします。

第50条 クラウドコーリングサービス契約者の氏名等の通知

当社は、協定事業者から要請があったときは、クラウドコーリングサービス契約者(協定事業者とクラウドコーリングサービス等を利用するうえで必要な契約をしているものに限り)の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあることについて同意していただきます。

- 2 クラウドコーリングサービス契約者が第48条(利用に係るクラウドコーリングサービス契約者の義務)第1項第13号に違反している又は違反しているおそれのある事実を当社が知った場合には、当社は当該クラウドコーリングサービス契約者の氏名及び住所などを総務省に通知することがあることについてクラウドコーリングサービス契約者は同意していただきます。

第51条 協定事業者からの通知

クラウドコーリングサービス契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要なクラウドコーリングサービス契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

第52条 注意喚起

当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号。以下「機構法」といいます。)に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」といいます。)が行う特定アクセス行為(機構法の平成13年1月6日付附則第8条第4項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします。)に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(事業法第116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします。)のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及び当該電気通信の通信時刻から、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

第53条 送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処

当社は、当社又はクラウドコーリングサービス契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先であることが特定された場合において、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備からの通信に関して、当該送信元の電気通信設備の電気通信事業者当該電気通信設備からの送信型対電気

通信設備サイバー攻撃又はそのおそれへの対処を求めるために、当社設備で必要な範囲において検知した通信の送信元 IP アドレス、ポート番号及び通信時刻を当該電気通信事業者を提供することを事業法第 116 条の 2 第 2 項に定める認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（以下この条において「認定協会」といいます。）に委託することがあります。

- 2 当社は、当社又はクラウドコーリングサービス契約者の電気通信設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先となった場合、認定協会が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備を特定するための調査及び研究を行う目的で、当社設備で必要な範囲において通信の送信元 IP アドレス、ポート番号及び通信時刻を検知し、これを認定協会に提供することがあります。
- 3 前 2 項の規定は、当社が別に定めるサービスにおいて、クラウドコーリングサービス契約者から個別具体的かつ明確な同意を得られた場合に限り実施するものとします。

第54条 クラウドコーリングサービス契約者に係る情報の利用

当社は、第 49 条の 2 に定めるクラウドコーリングサービス契約者に係る情報を、当社又は協定事業者等の電気通信サービスに係る契約の申込、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社契約約款等、協定事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

（注）業務の遂行上必要な範囲での利用には、クラウドコーリングサービス契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

- 2 第 49 条の 2、第 50 条及び前項に定めるほか、クラウドコーリングサービスに関して取得したクラウドコーリングサービス契約者に関する情報の取扱いについては、別途特定事業者のプライバシーステートメント又は当社が定める「KDDI プライバシーポリシー（<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>）」が適用されます。

第54条の 2 協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行

当社は、クラウドコーリングサービス契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスに係る料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をしたクラウドコーリングサービス契約者が、当社の請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。
- (2) そのクラウドコーリングサービス契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、そのクラウドコーリングサービス契約者が、当社が定める支払期日を超えてもなお支払わないときは、当社は、そのクラウドコーリングサービス契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

第55条 法令に規定する事項

クラウドコーリングサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項について、別記に定めるとおり取り扱います。

第56条 閲覧

この約款及び料金表において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

別記

1 クラウドコーリングサービスの提供区間

当社のクラウドコーリングサービスは下記の区間において提供します。

区 分	提 供 区 間	提供サービス種別
クラウドコーリングサービス	(1) 特定アクセスポイントと利用契約回線の一端との間	データ通信
	(2) 特定アクセスポイント相互間(1の特定アクセスポイントに終始する場合を含みます。)	データ通信
	(3) 特定装置及び特定装置接続回線の一端と相互接続点、アクセスポイント、外国、船舶局、船舶地球局又は携帯移動地球局との間	音声通信

2 クラウドコーリングサービス契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりクラウドコーリングサービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行うクラウドコーリングサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合において、地位を承継したものが2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継したもののうちの1人を代表者として取り扱います。

3 クラウドコーリングサービス契約者の氏名等の変更

- (1) クラウドコーリングサービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに、契約事務を行うクラウドコーリングサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 クラウドコーリングサービス契約者の禁止行為

クラウドコーリングサービス契約者は、クラウドコーリングサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為

- (3) 自己以外のものが嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (4) 自己以外のものになりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 自己以外のものの知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 自己以外のものの財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 自己以外のものを差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) 連鎖販売取引(マルチ商法)に関して法令に違反する行為
- (11) クラウドコーリングサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (12) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (13) 売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為又はそのおそれのある行為
- (14) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為又はそのおそれのある行為
- (15) その他法令又はこの約款等に違反する行為又はそのおそれのある行為
- (16) (1)から(15)までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

当社は、そのクラウドコーリングサービスの提供が犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)に定める特定業務に該当する場合に当社が同法に基づき行う取引時確認の措置又は当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置に係る求めに応じず、又は当該取引時確認に係る事項を偽る行為があったと認める場合、(13)から(15)に定める禁止行為があったものとして取り扱うことがあります。

5 ファクシミリ通信及びモデム通信(CAT、POS、警備端末との接続)の取扱い制限

- (1) クラウドコーリングサービスではファクシミリ通信及びモデム通信(CAT、POS、警備端末との接続)を取り扱いません。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、利用契約回線に係る自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、クラウドコーリングサービス契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準などに適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、クラウドコーリングサービス契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準などに適合していると認められないときは、クラウドコーリングサービス契約者は、その自営端末設備の利用を中止していただきます。

7 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

利用契約回線に係る自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、6 自営端末設備に異常がある場合等の検査の規定に準じて取り扱います。

8 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

8 の 2 電話帳の普通掲載

(1) 当社は、クラウドコーリングサービス契約者(第 18 条の 2 電気通信番号において番号規則別表第 1 号に該当する番号をもつもの)に限ります。以下この項において同じとします。)から請求があったときは、そのクラウドコーリングサービス契約者に係る当社が別に定める電気通信番号(第 18 条の 2 電気通信番号における、番号規則別表第 1 号に該当するもの)に限ります。以下この項において同じとします。)を電話帳に普通掲載として次の事項を掲載します。

ア クラウドコーリングサービス契約者又はそのクラウドコーリングサービス契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち 1

イ クラウドコーリングサービス契約者又はそのクラウドコーリングサービス契約者が指定する者の職業(協定事業者が定める職業区分によるものとします。)のうち 1

ウ クラウドコーリングサービス契約者の利用契約回線に係る自営端末設備又は自営電気通信設備を設置している場所(クラウドコーリングサービス契約者又はそのクラウドコーリングサービス契約者が指定する者の住所又は居所による掲載の請求があった場合で、当社がクラウドコーリングサービス契約者に係る利用契約回線に係る自営端末設備又は自営電気通信設備を設置している場所による掲載が適当でないとき、その請求のあった場所)

(2) (1)に規定する事項は協定事業者が定める形式に従って掲載します。

(3) 当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

8 の 3 電話帳の掲載省略

(1) 当社は、8 の 2 電話帳の普通掲載の規定にかかわらず、クラウドコーリングサービス契約者に係る利用契約回線に係る端末設備として音声通信の機能を有しない端末設備が設置されている場合であって、8 の 2 電話帳の普通掲載の(1)アからウに規定する事項に加えてその端末設備の種類について協定事業者が定める記号等を普通掲載として掲載することについてクラウドコーリングサービス契約者の承諾が得られないときは、電話帳への掲載を省略することがあります。

(2) 当社は、(1)の場合のほか、クラウドコーリングサービス契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

8の4 電話帳の重複掲載

- (1) 当社は、クラウドコーリングサービス契約者から、普通掲載のほか、別記8の2 電話帳の普通掲載 に規定する掲載事項について次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

ア 氏名、名称若しくは称号(普通掲載として掲載したものを除きます。)又は商品名による掲載

イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

- (2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3) 当社は、その重複掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。
- (4) クラウドコーリングサービス契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表 第5 付帯サービスに関する料金等 に規定する料金の支払いを要します。

8の5 天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言版ダイヤルサービス

- (1) 当社が提供する時報サービスは、次のとおりとします。

区 別	内 容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117

- (2) 当社が別に定める協定事業者が提供する天気予報サービスは、次のとおりとします。

区 別	内 容	電気通信番号
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177

- (3) 当社が別に定める協定事業者が提供する災害用伝言ダイヤルサービスは、次のとおりとします。

区 別	内 容	電気通信番号
災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合等に、協定事業者の定める通話について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス	171

- (4) 時報サービス及び天気予報サービスは、1の音声通信について、時報又は天気予報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後12分までの間において、その音声通信を打ち切ります。

(注) (2)及び(3)の「当社が別に定める協定事業者」は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

9 音声通信明細の発行

- (1) 当社は、クラウドコーリングサービス契約者から請求があったときは、書面等による音声通信明細の発行を行います。

- (2) クラウドコーリングサービス契約者は、書面等による音声通信明細の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表 第5 附帯サービスに関する料金等に規定する発行料の支払いを要します。

10 特定事業者等の電気通信サービスに関する手続きの代行

- (1) 当社は、クラウドコーリングサービス契約の申込をする者又はクラウドコーリングサービス契約者から要請があったときは、クラウドコーリングサービスと一体的に利用する特定事業者等の電気通信サービスその他のサービスの利用に係る特定事業者等に対する申込、請求、届出その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

11 支払証明書の発行

- (1) 当社は、クラウドコーリングサービス契約者から請求があったときは、その契約者に係るクラウドコーリングサービス契約の支払証明書を発行します。
- (2) クラウドコーリングサービス契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表 第5 附帯サービスに関する料金等に定める発行手数料を支払っていただきます。

12 同一番号の移転調査

- (1) 当社は、クラウドコーリングサービス契約者から要請があったときは、現在利用している電気通信番号の移転先での継続利用についての調査(以下「同一番号の移転調査」といいます。)を行います。
- (2) クラウドコーリングサービス契約者は、同一番号の移転調査の要請をし、その承諾を受けたときは、料金表 第5 附帯サービスに関する料金等 に定める移転調査料を支払っていただきます。

13 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

料金表

第1通則

1 料金等の設定

- (1) クラウドコーリングサービスに係る基本利用料は、クラウドコーリングサービスの提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。
- (2) クラウドコーリングサービスに係る利用料は、当社の提供区間と協定事業者又は外国の電気通信事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、協定事業者又は外国の電気通信事業者が協定事業者又は外国の電気通信事業者の契約約款等に規定するところにより当社の提供区間にあわせてその料金額を設定する場合においては、この限りではありません。

2 料金の計算方法

- (1) 当社は、月額料金(定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。)、利用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は、料金月に従って計算します。
- (2) 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- (3) 当社は、月額料金、利用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- (4) 当社は、料金その他の計算については、次表に規定するのとおりとします。

区 分	計 算 方 法
ア イ以外の料金	この約款に定める税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)により行います。
イ 8 消費税相当額の加算 のただし書きに掲げる料金	この約款に定める額により行います。

3 月額料金の日割り

- (1) (1)の2以外の場合
当社は、次の場合には、月額料金をその利用日数に応じて日割りします。ただし、料金表第2 基本利用料以降に特段の定めがある場合は、その定めによります。
ア 料金月の初日以外の日クラウドコーリングサービスの提供の開始(付加機能については、その提供の開始)があったとき。
イ 料金月の初日以外の日契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
ウ ア及びイの場合を除いて、料金月の初日以外の日月額料金の額が増加又は減少したとき(この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。)
エ 料金月の初日にクラウドコーリングサービスの提供の開始(付加機能については、その提供の開始)をし、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
オ 第34条 定額利用料の支払義務 第2項第2号の表の規定に該当するとき。
カ 起算日の変更があったとき。

(1) の2

当社は、料金表第2基本利用料1適用の(6)特定のau契約者回線への通話に対する定額料の適用(通話定額オプション(au))又は料金表第3付加機能利用料のキ通話録音サービスについては、第34条第2項第2号の表の規定に該当するときに限り、その月額料金をその利用日数に応じて日割りします。

- (2) (1)又は(1)の2の規定による月額料金の日割りは、料金月の日数により行います。この場合において、第34条第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

4 端数処理

- (1) 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

5 料金等の支払い

- (1) クラウドコーリングサービス契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- (2) 料金及び工事に関する費用は、支払い期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

6 少額料金の翌月払い

- (1) 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が税抜価格1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

7 料金の一括後払い

- (1) 当社は、6の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、クラウドコーリングサービス契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

8 消費税相当額の加算

- (1) 第34条 定額利用料の支払義務から第37条の2 電話リレーサービス料の支払義務までの規定その他この約款の規定により、支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に定める税抜価格に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、クラウドコーリングサービスに係る利用料(外国との音声通信に係るものに限りません。)及び延滞利息については、この限りではありません。

9 料金等の臨時減免

- (1) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の定めにかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

- (2) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のクラウドコーリングサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

10 一括請求プランの取扱い

- (1) 当社は、クラウドコーリングサービス契約者から申し出があったときは、(2)に規定される利用契約回線により構成される回線群(以下この通則において「一括請求プラン回線群」といいます。)ごとに、その利用契約回線に係る料金その他の債務を(3)の条件を満たす回線群の代表者(「代表契約者」といいます。以下、本通則において同じとします。)に対して、一括して請求する取扱いを行います。
- (2) 一括請求プラン回線群は、その一括請求プラン回線群を構成することについてクラウドコーリングサービス契約者が同意した利用契約回線により構成されるものとします。
- (3) 一括請求プランの取扱いを受けようとするクラウドコーリングサービス契約者は、次の条件を満たす者を代表契約者として定め、その代表契約者を通じて一括請求プランの取扱いの申し出をしていただきます。一括請求プランの取扱いの終了の申し出の場合も同様とします。
- ア 商法(明治32年法律第48条)第52条に規定する会社又は有限会社法(昭和13年法律第74条)第1条に規定する有限会社であって、電気通信事業者であること
- イ 当社が別に定める経理的基礎を有していること
- ウ 一括請求プランにかかる料金その他の債務の支払いを現に怠っていない者、又は怠るおそれがない者であること
- エ アからウまでに、当社が別に定める書類を提出した者であること
- (4) 当社は、代表契約者が(3)に規定する基準に適合する者であることについて、確認することがあります。この場合、代表契約者はその確認に必要な書類を当社の求めに応じて提出していただきます。
- (5) 当社は、(1)に規定する申し出が合った場合、次の各号に該当する場合に限り、その申し出を承諾します。
- ア その申し出のあった利用契約回線について、利用料の明細内訳を記録することについて、その申し出のあったクラウドコーリングサービス契約者が承諾したものであるとき
- イ その申し出のあった利用契約回線に係る利用料の明細情報が、代表契約者に通知されることを、その申し出のあったクラウドコーリングサービス契約者が承諾したものであるとき
- ウ その申し出のあった利用契約回線について、代表契約者の承諾があるとき
- エ 当社の業務遂行上又は技術上著しい支障がないとき
- (6) クラウドコーリングサービス契約者は、代表契約者を変更するときは、そのことを速やかに当社に届けていただきます。この場合において、変更後の代表契約者は、(3)の条件を満たす者であることを要します。
- (7) 当社は、一括請求プランに係る料金その他の債務については、一括請求プラン回線群ごとに一括して、その代表契約者に請求します。代表契約者はその一括請求プランにかかる料金その他の債務を一括して当社に支払うものとします。

- (8) 一括請求プランの取扱いは、次のとおりとします。
- ア 新たに1の一括請求プラン回線群を構成する場合は、当社が承諾した日(利用契約回線の提供を開始するときは、その提供開始日とします。)が属する料金月の翌料金月の初日(クラウドコーリングサービス契約者から特に要請があり、当社の業務遂行上支障がないときは、その申し出のあった日が属する料金月の当社が指定する日)から一括請求プランの取扱いを開始することとし、その次料金月以降においても、クラウドコーリングサービス契約者から一括請求プランの取扱いの終了の申し出がない限り、従前と同様の条件により一括請求プランの取扱いは継続するものとします。一括請求プランの取扱いの終了の申し出があった場合は、その申し出のあった日が属する料金月の末日までの間、一括請求プランの取扱いは継続するものとします。
 - イ 既存の1の一括請求プラン回線群を指定して利用契約回線を追加する場合は、追加する利用契約回線については、当社が承諾した日(利用契約回線の提供を開始するときは、その提供開始日とします。)が属する料金月の翌料金月の初日(クラウドコーリングサービス契約者から特に要請があり、当社の業務遂行上支障がないときは、その申し出のあった日が属する料金月の当社が指定する日)から一括請求プランの取扱いを開始することとし、その次料金月以降においても、クラウドコーリングサービス契約者から一括請求プランの取扱いの終了の申し出がない限り、従前と同様の条件により一括請求プランの取扱いは継続するものとします。
 - ウ 既存の一括請求プラン回線群から、利用契約回線を指定して一括請求プラン終了の申し出があった場合、一括請求プランの取扱い終了の申し出があった利用契約回線については、申し出があった日が属する料金月の末日において、一括請求プランの取扱いは終了したものとします。
- (9) 次の場合は、その利用契約回線に係る一括請求プランの取扱いは終了したものとします。
- ア 一括請求プランの取扱いを受けているクラウドコーリングサービス契約の解除があったとき
 - イ 一括請求プランの取扱いを受けているクラウドコーリングサービス契約者から、代表契約者を通じて、一括請求プランの終了の申し出があったとき
 - ウ 一括請求プランの取扱いを受けている利用契約回線について、そのクラウドコーリングサービス契約者に係る電気通信番号が変更になったとき
 - エ その他、(5)に規定する承諾条件を満たさなくなったとき
- (10) 次の場合は、その一括請求プラン回線群に係る一括請求プランの取扱いは終了したものとします。
- ア その一括請求プラン回線群を構成する全ての利用契約回線について、(9)のアからエまでの事由が生じたとき
 - イ 代表契約者が、一括請求プラン回線群に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき
 - ウ 代表契約者が、一括請求プランの取扱いの終了を申し出たとき
 - エ 代表契約者が、(3)の条件を満たさなくなったとき
- (11) 代表契約者が、この一括請求プランの取扱いを終了する場合、取扱い終了日の3ヶ月前までに当社に書面で申し出ていただきます。

11 料金等の請求

- (1) クラウドコーリングサービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は当社の「KDDI まとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第2 基本利用料

1 適用

基本利用料の適用については、第34条 定額利用料の支払義務及び第35条 利用料の支払義務の規定のほか、次のとおりとします。

区 分	内 容				
(1) クラウドコーリングサービスに係る基本利用料の算定	クラウドコーリングサービスに係る基本利用料は、料金表 第2 基本利用料 2 料金額 (1) 定額利用料 に定める基本額に係るものに、1の音声通信(料金表 第1 通則 1 料金等の設定 (3)の規定の適用に係る音声通信を除きます。)ごとに0で測定した通信時間と料金表 第2 基本利用料 2 料金額の規定とに基づいて算定した利用料を加算して算定するものとします。				
(1) の2 クラウドコーリングサービスに係る非自動音声通信の種別	<p>当社は、クラウドコーリングサービスを適用するにあたって、次のとおり非自動音声通信の種別を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種本邦着信音声通信</td> <td>外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	第1種本邦着信音声通信	外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信
種 別	内 容				
第1種本邦着信音声通信	外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信				
(2) 利用料の特別取扱い	<p>クラウドコーリングサービス契約者は、次の音声通信について、第35条 利用料の支払義務の規定にかかわらず、利用料の支払いを要しません。</p> <p>ア 特定装置接続回線の終端から行う音声通信であって、クラウドコーリングサービス又は当社が別に定める電気通信サービスに関する問合せ、申込等のためにクラウドコーリングサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものの音声通信</p> <p>イ 特定装置接続回線の終端から行う音声通信であって、特定装置接続回線の終端、アクセスポイント(当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備との接続点に限ります。)、au契約者回線若しくはUQm契約者回線の一端又は相互接続点(当社が別に定めるものに限ります。)へのもの(au契約者回線の一端へのものについては、光ダイレクトサービス契約約款においてauオフィスナンバー若しくは料金表 第2 付加機能利用料 2 料金額 ホ au子機サービス (エ)に定める電気通信番号(以下「au子機サービスに係る電気通信番号」といいます。)又はイントラネットIP電話サービス契約約款に定めるau子機サービスに係る電気通信番号をダイヤルして行われるものに限ります。)</p> <p>ウ 特定装置接続回線の終端からアクセスポイント(当社の電話サービス等契約約款に定める電話会議契約に係るものに限ります。)への音声通信(当社が別に定める電気通信番号をダイヤルして行うものに限ります。)</p>				

(3) クラウドコーリングサービスに係る通信時間の測定

- ア クラウドコーリングサービスに係る自動音声通信の通信時間（(2)欄のアからウまでに規定する音声通信に係る通信時間を除きます。以下この欄において同じとします。）は、双方の電気通信回線を接続して音声通信を利用できる状態にした時刻から起算し、音声通信の請求者（以下本欄において「請求者」とします。）又はその対話者（以下本欄において「対話者」とします。）による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信を利用できない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含むことがあります。以下同じとします。）により測定します。
- イ クラウドコーリングサービスに係る非自動音声通信の通信時間は、次表に掲げるその音声通信の開始時刻から終了時刻までの時間とし、当社の機器により測定します。

区 分	時 刻
開始時刻	請求者の電話設備（音声通信の用に供される端末設備若しくは自営電気通信設備又はそれらに相当するものと当社が認めるものをいいます。以下同じとします。）が対話者等に接続され、当社電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻
終了時刻	当社電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻

備考

当社電話交換局が非自動音声通信を接続する場合において、対話者側の電気通信設備が、加入者不在の場合に応答する装置又は不在加入者の代行を業とする者に接続されているため、その装置又は代行業者による応答があったときは、一般非自動音声通信の場合、かつ請求者が音声通信をすることを希望するときに限って接続します。

- ウ 次の時間は、ア又はイの通信時間に含みません。
- (ア) 回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信の途中に一時音声通信が利用できなかった時間
- (イ) 回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信を打ち切ったときは、料金表 第2 基本利用料 料金額に規定する秒数又は秒数に満たない端数の通信時間
- エ ウの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、通信時間の調整は行いません。
- (ア) 音声通信以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信が利用できなかったとき。ただし、音声通信が利用できない状態であったときは、この限りではありません。

	<p>(イ) 利用契約回線に係る自営端末設備又は自営電気通信設備を介して、その自営端末設備又は自営電気通信設備の一端に当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、その回線を利用して音声通信が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。</p> <p>(ウ) 地下駐車場、トンネル、ビルの陰、山間部等電波の伝わりにくいところで音声通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信が利用できなかったとき。</p> <p>オ 電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信に中断があったときは、請求者は、直ちにその旨を当社電話交換局に申告していただきます。</p> <p>カ 当社は、オの規定により自動音声通信の中断等の申告を受けた場合、その自動音声通信の通信時間を、ウ及びエの規定に従って調整します。</p> <p>キ カに規定する中断等の場合において、請求者及び対話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その音声通信に係る請求書の発行日から起算して6か月以内に限り、カの規定に従い申告に応じるものとします。</p>
<p>(4) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があつたと認められる日)が属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(イ) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった</p>

	<p>日前的実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
<p>(5) 選択制による通話料金の月極割引の適用 (auケータイ着信割引 (KDDI電話発))</p>	<p>ア 当社は、クラウドコーリングサービス契約者から請求があったときは、1のユーザコードごとに、特定装置接続回線の終端から当社が別に定める携帯・自動車電話事業者に係る加入電話等設備への通話に係る利用料を料金月単位の累積し、その累積した利用料 (以下この欄において「月間累積利用料」といいます。) の額から、その月間累積利用料の額に50%を乗じて得た額を割引く取扱い (以下この欄において「本割引」といいます。) を行います。</p> <p>(注) 「当社が別に定める携帯・自動車電話事業者」は、当社又は沖縄セルラー電話株式会社とします。また、「当社が別に定める携帯・自動車電話事業者に係る加入電話等設備への通話」には当社又は沖縄セルラー電話株式会社より電気通信役務の提供を受けて提供するMVNOサービスに係る通話を含み、当社及び沖縄セルラー電話株式会社の副回線通信サービス利用規約に定める副回線に係る通話は除きます。</p> <p>イ 本割引を選択するクラウドコーリングサービス契約者は、本割引を選択するユーザコードを指定して当社に申し出てください。この場合において、クラウドコーリングサービス契約者は、1のau契約者回線又はUQm契約者回線に係る電気通信番号を当社に申告していただきます。</p> <p>ウ 当社は、イに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) 申告のあったau契約者回線がpovo1.0通信サービス契約約款若しくはpovo2.0通信サービス契約約款又はプリペイド電話に係るものであるとき。</p> <p>(イ) その申出があった時点において、申告のあったau契約者回線又はUQm契約者回線の契約者名義が法人 (法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。) でないとき。</p> <p>(ウ) その申出があった時点において、申告のあったau契約者回線又はUQm契約者回線の契約者名義が本割引の適用を受けようとする特定装置接続回線に係る契約者名義と異なるとき (当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)</p> <p>(エ) 申告のあったau契約者回線又はUQm契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(オ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>エ 本割引は、イに規定する申出につき当社が承諾した日 (以下この欄において「承諾日」といいます。) の属する料金月の初日から開始することとし、その次料金月以降においても、クラウ</p>

	<p>ドコーリングサービス契約者からの本割引の終了の申出がない限り、従前と同様の条件により、本割引は継続するものとします。</p> <p>なお、承諾日において、クラウドコーリングサービスの提供が開始されていない場合は、クラウドコーリングサービスの提供開始日(クラウドコーリングサービスの提供開始日が、料金月の末日である場合は翌料金月の初日)より本割引の提供を開始することとします。</p> <p>オ 本割引の終了の申出があった場合は、申出があったことを当社がクラウドコーリングサービス取扱所において確認した日の属する料金月の末日までの間、本割引は継続するものとします。</p> <p>カ 当社は、次に該当する場合、本割引は終了したものとします。 (ア) 本割引の取扱いを受けている特定装置接続回線に係るクラウドコーリングサービス契約の解除があったとき。</p> <p>キ 月間累積利用料の額にアに規定する割引率を乗じて得た額に税抜価格1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にかかわらず、その端数は切り上げます。</p>				
<p>(6) 特定のau契約者回線への通話に対する定額料の適用(通話定額オプション (au))</p>	<p>ア 当社は、クラウドコーリングサービス契約者(タイプⅡの契約者を除きます。以下この欄において同じとします。)から請求があったときは、1のユーザコードごとに、特定装置接続回線からの終端からau契約者回線又はUQm契約者回線への通話に対する定額料の適用(au契約者回線への音声通信(自動音声通信に限ります。以下この欄において「定額対象通話」といいます。))に関する利用料(その音声通信を開始した時点から90分以内の部分に係るものに限ります。以下この欄において「定額対象部分」といいます。)を料金月単位に累積し、その累積した利用料の額にかえて本定額適用を選択するユーザコードに係る電気通信番号の数(料金月の末日時点(料金月の末日以外の日に本定額適用が終了した場合は、その日時点)の数とします。)に下表に規定する1電気通信番号ごとの定額料を乗じて得た額を適用する取扱いをいいます。以下この欄において「本定額適用」といいます。)を行います。</p> <table border="1" data-bbox="462 1518 1412 1686"> <thead> <tr> <th data-bbox="462 1518 922 1601">単 位</th> <th data-bbox="922 1518 1412 1601">定額料 (税抜価格 (税込価格))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="462 1601 922 1686">1電気通信番号ごとに月額</td> <td data-bbox="922 1601 1412 1686">300円 (330円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本定額適用を選択するクラウドコーリングサービス契約者は、本定額適用を選択するユーザコードを指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、クラウドコーリングサービス契約者は、当社が別に定める書面により本定額適用の利用態様をあらかじめ当社に申告していただくことがあります。</p> <p>ウ 当社は、イに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。 (ア) そのクラウドコーリングサービス契約者以外のもの(その</p>	単 位	定額料 (税抜価格 (税込価格))	1電気通信番号ごとに月額	300円 (330円)
単 位	定額料 (税抜価格 (税込価格))				
1電気通信番号ごとに月額	300円 (330円)				

	<p>契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>(イ) そのクラウドコーリングサービス契約者がイの規定により申告した本定額適用の利用態様により、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると当社が判断したとき。</p> <p>(ウ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>エ 本定額適用を受けるクラウドコーリングサービス契約者は、イの規定により申し出た内容に変更が生じるときは、イの規定に準じてあらかじめ当社に申し出て当社の承諾を得るものとします。この場合、当社はその申出をウの規定に準じて取り扱います。</p> <p>オ 本定額適用は、イに規定する申出があったことを当社が承諾した日(以下この欄において「承諾日」といいます。)から開始することとし、承諾日の属する料金月の次料金月以降においても、クラウドコーリングサービス契約者から本定額適用の取扱いの終了の申出がない限り、従前と同様の条件により、本定額適用は継続するものとします。</p> <p>カ 本定額適用の終了の申出があった場合は、その申出があったことを当社がクラウドコーリングサービス取扱所において確認した日の属する料金月の末日までの間、本定額適用は継続するものとします。</p> <p>キ 当社は、本定額適用を受けているクラウドコーリングサービス契約の解除があった場合には、本定額適用を終了します。</p> <p>ク 本定額適用を受けているクラウドコーリングサービス契約者は、1の料金月を通じて定額対象通話を全く行わなかった場合又は1の料金月の日数に満たない期間の利用の場合であっても、アに規定する定額料を支払っていただきます。ただし、オに規定する承諾日が属する料金月(本定額適用が終了した料金月である場合及びオに規定する承諾日が料金月の初日である場合を除きます。)は、定額料の支払いを要しないものとします。</p> <p>ケ 定額料については、第34条第2項第2号の表の規定に該当するときをのぞき、日割りは行いません。</p> <p>コ 当社は、本定額適用を受けている特定装置接続回線からの定額対象通話がイの規定によりクラウドコーリングサービス契約者が申告した本定額適用の利用態様から著しく乖離する態様で発生する等により、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合、その他ウに規定する承諾条件を満たさなくなった場合は、その特定装置接続回線について、本定額適用を廃止することがあります。この場合において、当社はこのことをあらかじめクラウドコーリン</p>
--	--

	<p>グサービス契約者に通知します。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>サ 当社は、クラウドコーリングサービス契約者が本定額適用を受けている特定装置接続回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その特定装置接続回線について本定額適用を廃止することがあります。</p>
--	---

2 料金額

(1) 定額利用料

ア 基本額に係るもの

単 位	料金額 (税抜価額 (税込価格))
1 ユーザコードごとに	2,000円 (2,200円)

(2) 利用料

ア イ以外のもの

(ア) (イ)、(ウ)、(エ)及び(オ)以外のもの

3分までごとに

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
利用料	8.0円 (8.8円)

(イ) 携帯・自動車電話事業者に係る加入電話等設備へのもの

a. b以外のもの

60秒までごとに

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
利用料	16.0円 (17.6円)

b. au 契約者回線、UQm 契約者回線への音声通信に係るもの

60秒までごとに

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
利用料	15.5円 (17.05円)

(ウ) PHS 事業者に係る加入電話等設備へのもの

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
利用料	1の通信ごとに 10.0円 (11.0円)
	上欄に定める利用料の ほか 60秒までごとに10.0円 (11.0円)

(エ) 株式会社NTTドコモが提供するワイドスターⅡ（陸上）（同社が、ワイドスターⅡの名称で主として船舶その他海上を移動するもの以外のものに対して提供する衛星電話サービスであって、特定装置接続回線からの音声通信に係る利用料を当社が設定するものをいいます。）又はワイドスターⅢ（同社がワイドスターⅢの名称で提供する衛星電話サービスをいいます。）に係る加入電話等設備へのもの

区 分	料金額（30秒までごとに） （税抜価格（税込価格））
利用料	161.0円 (177.1円)

(オ) 別記8の5(3)に定める電気通信番号に係るもの

60秒までごとに

区 分	料 金 額 （税抜価格（税込価格））
利用料	8.0円 (8.8円)

イ 外国との音声通信に係るもの

(ア) 自動音声通信(外国への発信に係るものに限ります。)

区 分	料 金 額 (1分までごとに)
アジア1	30円
アジア2	35円
アジア3	45円
アジア4	50円
アジア5	55円
アジア6	60円
アジア7	62円
アジア8	70円
アジア9	75円
アジア10	80円
アジア11	85円
アジア12	90円
アジア13	105円
アジア14	106円
アジア15	110円
アジア16	112円
アジア17	126円
アジア18	129円
アジア19	140円
アジア20	160円
アジア21	225円

アフリカ1	45円
アフリカ2	50円
アフリカ3	55円
アフリカ4	70円
アフリカ5	75円
アフリカ6	80円
アフリカ7	110円
アフリカ8	115円
アフリカ9	120円
アフリカ10	125円
アフリカ11	127円
アフリカ12	150円
アフリカ13	160円
アフリカ14	175円
アフリカ15	200円
アフリカ16	250円
アフリカ17	180円
アフリカ18	128円
アフリカ19	257円
アメリカ1	9円
アメリカ2	10円
アメリカ3	20円
アメリカ4	30円
アメリカ5	35円
アメリカ6	40円
アメリカ7	45円
アメリカ8	50円
アメリカ9	55円
アメリカ10	60円
アメリカ11	65円
アメリカ12	70円
アメリカ13	75円
アメリカ14	80円
アメリカ15	112円
アメリカ16	190円
アメリカ17	113円
アメリカ18	115円
オセアニア1	20円
オセアニア2	9円
オセアニア3	25円
オセアニア4	30円
オセアニア5	50円

オセアニア6	79円
オセアニア7	80円
オセアニア8	100円
オセアニア9	105円
オセアニア10	110円
オセアニア11	120円
オセアニア12	155円
オセアニア13	159円
オセアニア14	160円
ヨーロッパ1	20円
ヨーロッパ2	25円
ヨーロッパ3	30円
ヨーロッパ4	35円
ヨーロッパ5	40円
ヨーロッパ6	41円
ヨーロッパ7	45円
ヨーロッパ8	50円
ヨーロッパ9	60円
ヨーロッパ10	70円
ヨーロッパ11	75円
ヨーロッパ12	80円
ヨーロッパ13	90円
ヨーロッパ14	91円
ヨーロッパ15	100円
ヨーロッパ16	101円
ヨーロッパ17	110円
ヨーロッパ18	120円
ヨーロッパ19	140円
ヨーロッパ20	202円
ヨーロッパ21	102円
特定衛星端末1	273円
特定衛星端末2	378円
特定衛星端末6	209円
特定衛星端末7	686円

備考 各区分における取扱地域等は、別表1 外国との音声通信に係る取扱地域等に定めるところによります。

(注)外国へ発信する音声通信(その音声通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われる通信に限ります。)の料金は、着信側事業者の定めるところによります。

(イ) 非自動音声通信に係るもの

区 分	料 金 額	
	最初の3分まで	超過1分までごとに

非自動音声	2,160円	460円
備考 非自動音声通信における取扱地域等は、別表1 外国との音声通信に係る取扱地域等に定めるところによります。		

第3 付加機能利用料

1 適用

付加機能利用料の適用については、第34条 定額利用料の支払義務及び第35条 利用料の支払義務の規定によります。

2 料金額

区 分		契約単位	料 金 額
ア Call ing 番 号 サ ー ビ ス	本サービスの利用を請求したクラウドコーリングサービス契約者に対し、特定装置接続回線にかかる電気通信番号の追加を行うもの	1ユーザコードごと	1電気通信番号ごとに月額 税抜価格300円 (税込価格330円)
	備考 (ア) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
イ 発 信 電 気 通 信 番 号 通 知 要 請 サ ー ビ ス	クラウドコーリングサービス契約に係る特定装置接続回線へ発信電気通信番号が通知されない通信に対して、その発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答するもの	1ユーザコードごと	月額 税抜価格500円 (税込価格550円)
	備考 (ア) 当社は、発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 (イ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		

ウ 特定通 信着 信規 制サ ービ ス	本サービスの利用の請求をしたクラウドコー リングサービス契約者があらかじめ指定した特定 の電気通信番号からの着信に対して、お断りす る旨の案内により自動的に応答するもの	1ユーザコー ドごと	月額 税抜価格500円 (税込価格550円)
	備考	(ア) 当社はクラウドコーリングサービス契約に係る電気通信番号が変更になった 場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。 (イ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	

エ 着信先変更サービス	クラウドコーリングサービス契約に係る特定装置接続回線に着信する音声通信について、本サービスの利用を請求したクラウドコーリングサービス契約者があらかじめ指定した特定の電気通信番号を接続し、又はそのクラウドコーリングサービス契約者があらかじめ当社の音声装置に登録したメッセージをその発信者に宛てて自動的に送することができるもの。	-	-
	<p>備考</p> <p>(ア) 発信電気通信番号通知要請サービス又は一括転送サービスが適用されている場合は、その処理が本サービスより優先します。</p> <p>(イ) 本サービスに係る音声通信については、発信者から本サービスを利用している特定装置接続回線への音声通信と本サービスを利用している特定装置接続回線から転送先の契約者回線等への音声通信の2の音声通信として取り扱うこととし、本サービスの利用に係るクラウドコーリングサービス契約者は、本サービスを利用している特定装置接続回線から転送先の契約者回線等への音声通信に係る利用料について、その支払いを要するものとします。この場合の通信時間については、転送先に転送して音声通信が利用できる状態となった時刻に双方の音声通信ができる状態になったものとして測定することとします。</p> <p>(ウ) 本サービスを利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>(エ) 本サービスを利用する場合、発信者の電気通信番号が転送先に通知されることがあります。</p> <p>(オ) 当社は、本サービスに係る転送先から、その転送される音声通信について間違い電話のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>(カ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(キ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、当社に故意又は重過失がない限り、責任を負いません。</p>		

オ 一括転送サービス	クラウドコーリングサービス契約に係る特定装置接続回線に着信するすべての音声通信を、それぞれあらかじめ設定した他の契約者回線等(当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。)へ転送することができるもの	1ユーザコードごと	月額 税抜価格3,000円 (税込価格3,300円)
備考	<p>(ア) 発信電気通信番号通知要請サービスが適用されている場合は、その処理が本サービスの処理より優先します。</p> <p>(イ) 本サービスに係る音声通信については、発信者から本サービスを利用している特定装置接続回線への音声通信と本サービスを利用している特定装置接続回線から転送先の契約者回線等への音声通信の2の音声通信として取り扱いません。この場合の通信時間については、転送先に転送して音声通信ができる状態となった時刻に双方の音声通信ができる状態になったものとして測定することとします。</p> <p>(ウ) 本サービスを利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>(エ) 本サービスを利用する場合、発信者の電気通信番号が転送先に通知される場合があります。</p> <p>(オ) 当社は、本サービスに係る転送先から、その転送される音声通信について間違い電話のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>(カ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(キ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、当社に故意又は重過失がない限り、責任を負いません。</p>		
カ 指定番号サービス	当社は、本サービスの利用の請求をしたクラウドコーリングサービス契約者(以下この欄において、「指定番号サービス契約者」といいます。)に指定番号サービス契約者があらかじめ指定した電気通信番号の付与を行うもの	—	—
備考	<p>(ア) 本サービスの利用の請求をしたクラウドコーリングサービス契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		

キ 通話録音サービス	<p>次の音声通信について、発着双方の電気通信回線を接続して音声通信を利用できる状態にした後又は当社電話交換局の交換取次者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた後、速やかに、その音声通信の発着双方の通信当事者に宛てて告知した上で、クラウドコーリングサービス網内の電気通信設備においてその音声通信を当社が別に定める様式の電子ファイル（以下この表において「録音ファイル」といいます。）として記録し、当社が別に定める方法により、録音ファイルを本サービスの提供を受けるクラウドコーリングサービス契約者に宛てて送信するもの。</p> <p>ア 本サービスの提供を受けるクラウドコーリングサービス契約者が指定したユーザコードに係る特定装置接続回線から行う音声通信</p> <p>イ そのユーザコードに係る特定装置接続回線に着信する音声通信</p>	1ユーザコードごと	1 電気通信番号ごとに月額 税抜価格 500 円 (税込価格 550 円)						
備考	<p>(ア) 本サービスはクラウドコーリングサービス契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、そのユーザコードに係る全ての電気通信番号について、本サービスの適用を行います。</p> <p>(ウ) 当社は、上欄に定める録音ファイルの送信実施後、録音ファイルを速やかに消去することができるものとします。この場合において、消去された録音ファイルの復元、再送等はできません。</p> <p>(エ) 当社は、上欄に定める告知（以下この欄において「ガイダンス」といいます。）を、クラウドコーリングサービス契約者が選択した次表に定めるガイダンスの種類に応じて、当社の電気通信設備に登録された次表の音声情報を送信することによって行います。この場合において、当社は、カスタムガイダンスを選択するクラウドコーリングサービス契約者から提出された音声情報が当社の電気通信設備に登録されるまでの間、デフォルトガイダンスが選択されたものとして、取り扱います。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="354 1438 619 1478">種類</th> <th data-bbox="619 1438 1366 1478">音声情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="354 1478 619 1563">デフォルトガイダンス</td> <td data-bbox="619 1478 1366 1563">当社が用意する音声情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="354 1563 619 1686">カスタムガイダンス</td> <td data-bbox="619 1563 1366 1686">本サービスの提供を受けるクラウドコーリングサービス契約者が当社に提出した音声情報（当社が別に定める承認を受けたものに限ります。）</td> </tr> </tbody> </table>				種類	音声情報	デフォルトガイダンス	当社が用意する音声情報	カスタムガイダンス	本サービスの提供を受けるクラウドコーリングサービス契約者が当社に提出した音声情報（当社が別に定める承認を受けたものに限ります。）
種類	音声情報								
デフォルトガイダンス	当社が用意する音声情報								
カスタムガイダンス	本サービスの提供を受けるクラウドコーリングサービス契約者が当社に提出した音声情報（当社が別に定める承認を受けたものに限ります。）								
<p>備考 本サービス又は当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める通話録音サービスⅠ若しくは通話録音サービスⅡ、イントラネットIP電話サービス契約約款に定める通話録音サービスⅠ若しくは通話録音サービスⅡ、au通話録音機能利用規約に定める通話録音サービス又はWebex Callingサービス契約約款に定める通話録音サービスの提供を受ける電気通信回線相互間の音声通信の場合、その発着双方の電気通信回線に宛てて、自ら利用する本サービス又は当社の光ダイ</p>									

レクトサービス契約約款に定める通話録音サービス I 若しくは通話録音サービス II、イントラネット IP 電話サービス契約約款に定める通話録音サービス I 若しくは通話録音サービス II、au通話録音機能利用規約に定める通話録音サービス、又はWebex Callingサービス契約約款に定める通話録音サービスに係る音声情報が送信されます。

- (オ) ガイダンスが終了するまでに送信された音声は、相手方に送信されません。
- (カ) ガイダンスは録音の対象とはなりません。
- (キ) 本サービスの提供を受けるクラウドコーリングサービス契約者は、録音ファイルについて、ガイダンスで同意を得た範囲内で取り扱う等、対話者の権利を不当に侵害しないよう、善良なる管理者の注意をもって取り扱っていただきます。
- (ク) 当社は、本サービスの提供を受けるクラウドコーリングサービス契約者が本サービスの利用に関し、この約款の規定に違反し、又は第三者の権利を不当に侵害していると認めるときは、あらかじめ通知したうえで、本サービスの提供をその是正までの間停止し、又は廃止することができるものとします。ただし、緊急やむを得ないときは、その通知を省略することができるものとします。
- (ケ) 本サービスの提供を受けるクラウドコーリングサービス契約者は、本サービスの利用（録音ファイルの取扱いを含みます）に関し、当社から特段の要請をうけたときは、その要請を遵守していただきます。
- (コ) 本サービスを利用した音声通信の録音に関し、第三者との間で問い合わせ、苦情等が生じた場合、本サービスの提供を受けるクラウドコーリングサービス契約者は自らこれを解決していただきます。
- (サ) 第34条（定額利用料の支払義務）第1項の規定にかかわらず、本サービスに係る付加機能利用料については、当社が本サービスの提供を開始した日（提供を開始した日が料金月の初日でない場合であって、その料金月において電気通信番号の廃止がないときは、提供を開始した日の属する料金月の翌料金月の初日、その料金月において電気通信番号の廃止があるときは、提供を開始した日の属する料金月の初日）から起算して本サービスの廃止があった日の属する料金月の末日までの期間（提供を開始した日の属する料金月と廃止のあった日の属する料金月が同一の料金月である場合は、その料金月の初日から末日までの期間）について、その支払いを要します。
- (シ) (サ) の場合において、本サービスに係る付加機能利用料は、次のいずれかの該当する算定方法により算定します。
- a. 本サービスの提供を料金月の初日に開始した場合又は翌料金月以降の場合については、料金月の初日時点における電気通信番号の数に対し、料金月の初日より後に利用開始し、かつその料金月に廃止のあった電気通信番号の数を加算した数に基づき算定します。
 - b. 本サービスの提供を料金月の初日以外に開始した後に、その料金月において電気通信番号の廃止があったときは、その料金月において本サービスの提供を開始した後に解約があった電気通信番号の数に基づき算定します。
 - c. 本サービスの廃止があった場合は、廃止日時点の電気通信番号の数

	<p>に対し、本サービスの廃止日より前に廃止した電気通信番号の数（本サービスの提供開始日と廃止日が同じ料金月に属する場合は、料金月の初日から本サービスの提供開始日より前までの間に廃止があった電気通信番号の数を除きます。）を加算した数に基づき算定します。</p> <p>(シ) の2 当社は、本サービス又は録音ファイルが滅失し、毀損し、漏洩し、又は本来の利用目的以外に使用されたことにより発生する損害については、当社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。</p> <p>(ス) (シ) の2の規定によるほか、当社は、本サービス又は録音ファイルの利用に伴い発生する損害については当社に故意又は重過失がない限り、責任を負いません。</p> <p>(セ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>			
ク フリー コール 番号 通知	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="199 728 949 1176"> <p>本サービスの利用を請求したクラウドコーリングサービス契約者に係る特定装置接続回線から行う音声通信について、そのクラウドコーリングサービス契約に係る電気通信番号に代えて、当該契約者が利用するフリーコールサービスⅡ（当社の電話サービス等契約約款に規定するフリーコールサービスⅡをいいます。以下この表において同じとします。）の電気通信番号を、着信先の当社の電気通信回線又は着信先の電気通信回線に係る相互接続点へ通知するもの。</p> </td> <td data-bbox="949 728 1236 1176">1ユーザコードごと</td> <td data-bbox="1236 728 1474 1176"> <p>月額 税抜価格100円 (税込価格110円)</p> </td> </tr> </table>	<p>本サービスの利用を請求したクラウドコーリングサービス契約者に係る特定装置接続回線から行う音声通信について、そのクラウドコーリングサービス契約に係る電気通信番号に代えて、当該契約者が利用するフリーコールサービスⅡ（当社の電話サービス等契約約款に規定するフリーコールサービスⅡをいいます。以下この表において同じとします。）の電気通信番号を、着信先の当社の電気通信回線又は着信先の電気通信回線に係る相互接続点へ通知するもの。</p>	1ユーザコードごと	<p>月額 税抜価格100円 (税込価格110円)</p>
<p>本サービスの利用を請求したクラウドコーリングサービス契約者に係る特定装置接続回線から行う音声通信について、そのクラウドコーリングサービス契約に係る電気通信番号に代えて、当該契約者が利用するフリーコールサービスⅡ（当社の電話サービス等契約約款に規定するフリーコールサービスⅡをいいます。以下この表において同じとします。）の電気通信番号を、着信先の当社の電気通信回線又は着信先の電気通信回線に係る相互接続点へ通知するもの。</p>	1ユーザコードごと	<p>月額 税抜価格100円 (税込価格110円)</p>		
備考	<p>(ア) 本サービスは、クラウドコーリングサービス契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスは、フリーコールサービスⅡを利用しており、そのメンバーズコードにより音声通信の着信が可能なクラウドコーリングサービス契約者に限り提供します。</p> <p>(ウ) 当社は、当社の電話サービス等契約約款の料金表第3（付加機能利用料）2（料金額）(4)（フリーコールサービスにかかるもの）イ（フリーコールサービスⅡ）（ウ）に規定する番号停止の措置を行った場合、その番号停止の措置を行った電気通信番号に係る本サービスの利用を廃止することがあります。</p> <p>(エ) 当社は、(ウ)の取扱いに関して発生する損害については、当社に故意又は重過失がない限り、責任を負いません。</p> <p>(オ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>			

ク の 2 フ リ ー コ ー ル 番 号 選 択 通 知	<p>本サービスの利用の請求をしたクラウドコーリングサービス契約者に係る特定装置接続回線から行う音声通信の度ごとに、そのクラウドコーリングサービス契約者に係る電気通信番号に替えて、当該契約者が指定した電気通信番号（当該契約者に係るフリーコールサービスⅡの電気通信番号であって、あらかじめ登録したものに限り、）を、着信先の当社の電気通信回線又は着信先の電気通信回線に係る相互接続点へ通知するもの。</p>	1メンバーズコードごとに	月額 税抜価格 100円 (税込価格 110円)
備 考	<p>(ア) 本サービスは、クラウドコーリングサービス契約者（タイプⅢの契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスは、フリーコールサービスⅡを利用しており、そのメンバーズコードにより音声通信の着信が可能なクラウドコーリングサービス契約者に限り提供します。</p> <p>(ウ) 本サービスとフリーコール番号通知サービスの両方を申し込んだ場合、フリーコール番号通知サービスで登録した電気通信番号が優先され、着信先の当社の電気通信回線又は着信先の電気通信回線に係る相互接続点へ通知されます。</p> <p>(エ) 当社は、当社の電話サービス等契約約款の料金表第3（付加機能利用料）2（料金額）（4）（フリーコールサービスに係るもの）イ（フリーコールサービスⅡ）（ウ）に規定する番号停止の措置を行った場合、その番号停止の措置を行った電気通信番号に係る本サービスの利用を廃止することがあります。</p> <p>(オ) 当社は、(エ)の取扱いに関して発生する損害については、当社に故意又は重過失がない限り、責任を負いません。</p> <p>(カ) 登録が可能な電気通信番号等、本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
ケ 特 定 番 号 通 知 サ ー ビ ス	<p>本サービスの利用を請求したクラウドコーリングサービス契約者が指定したユーザコード（当該契約者名義のものに限り、）に係る特定装置接続回線から行う音声通信の発信において、そのクラウドコーリングサービスに係る電気通信番号に替えて、特定番号（当該契約者名義であってそのクラウドコーリングサービス契約者の住所又は居所に設置される次表に定める電気通信回線（以下このケにおいて「特定回線」といいます。））を、着信先の当社の電気通信回線又は着信先の電気通信回線に係る相互接続点へ通知するもの (商品名：拠点代表番号通知機能)</p>		
電気通信回線			

<p>光ダイレクト接続回線又は当社のイントラネットIP電話サービス契約約款に定めるイントラネットIP電話利用回線、Webex Callingサービス契約約款に定める特定装置接続回線若しくはクラウドコーリングサービス契約約款に定める特定装置接続回線</p>		
備考	<p>(ア) 本サービスは、クラウドコーリングサービス契約者に限り提供します。 (イ) 本サービスにおいて、クラウドコーリングサービス契約者が特定番号として指定することができる電気通信番号は、そのクラウドコーリングサービスに係る電気通信番号の区分に応じて、次表に定めるとおりとします。</p>	
	クラウドコーリングサービスに係る電気通信番号の区分	指定することができる電気通信番号
	番号規則別表第1号に規定する電気通信番号に該当するもの	番号規則別表第1号に規定する電気通信番号
	番号規則別表第6号に規定する電気通信番号に該当するもの	番号規則別表第6号に規定する電気通信番号
<p>(ウ) 本サービスは、当社が別に定める方法により行う音声通信には適用されません。</p>		
<p>(エ) 当社は、本サービス用設備に登録された特定回線について、契約の解除若しくは移転があったとき若しくは電気通信番号の変更によって(イ)の規定に反することとなるとき又は光ダイレクトサービス契約約款(以下このシにおいて「同約款」といいます。)に定めるau子機サービスに係るau契約者回線について同約款のホに規定するau子機サービスの備考(ク)に定めるサービスの廃止があったとき若しくは本サービス用設備に登録された同約款に定める特定装置接続回線に対応する登録au契約者回線について、第17条の14(a u契約者回線の登録)第2項に定める登録の廃止があったときは、本サービスの適用を廃止する申し出があったものとして取り扱います。</p>		
<p>(オ) クラウドコーリングサービス契約者は、本条の規定等により通知を受けた発信電気通信番号の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。</p>		
<p>(カ) 当社は、情報を相手先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、第44条 責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。</p>		
<p>(キ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		

コ 番号ポ ータビ リテイ サービ ス	この機能を利用するクラウドコーリングサービス契約者の電気通信番号において、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款に規定する一般番号ポータビリティを利用することができるようにするもの	-	-
	<p>(ア) 当社は、クラウドコーリングサービス契約者がその住所又は居所を変更した場合には、この機能を廃止します。</p> <p>(イ) 協定事業者の定めるところによりこの機能の提供を行うことが困難である場合には、当社は、この機能の提供を行わない場合があります。</p> <p>(ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		

第4 工事費

1 クラウドコーリングサービス契約に係るもの

(1) 適用

クラウドコーリングサービス契約に係る工事費の適用については、第 36 条 工事に関する費用の支払義務の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
ア 利用の開始に係る工事費の適用	利用の開始に係る工事費は、クラウドコーリングサービスの利用開始に係る工事を要する場合に適用します。

(2) 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額 (税抜価格 (税込価格))
ア 利用開始に係る工事費	1ユーザコード ごとに	5,000 円 (5,500 円)

2 付加機能に係るもの

(1) 適用

付加機能に係る工事費の適用については、第 36 条 工事に関する費用の支払義務の規定によります。

(2) 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額 (税抜価格 (税込価格))
ア Calling番号サービス	1電気通信番号ご とに	1,000 円 (1,100 円)
イ 指定番号サービス	1電気通信番号ご とに	1,000 円 (1,100 円)
ウ 通話録音サービス	1ユーザコードご とに	3,000 円 (3,300 円)
エ 番号ポータビリティサービス	1電気通信番号ご とに	2,000 円 (2,200 円)

第4の2 相互接続番号案内料

1 適用

相互接続番号案内料の適用については、第49条の5 相互接続番号案内及び第49条の6 相互接続番号案内料の支払義務の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 相互接続番号案内料の設定	相互接続番号案内料は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。
(2) 相互接続番号案内料の免除等の取扱い	相互接続番号案内料の免除に係る取扱い及び相互接続番号案内料の支払いを要しない場合の取扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。
(3) その他の取扱い	相互接続番号案内料に係るその他の取扱いについては、利用料に準じて取り扱います。

2 料金表

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
相互接続番号案内料	1電気通信番号ごとに	200円

第5 附帯サービスに関する料金等

1 音声通信明細の発行料

(1) 適用

音声通信明細の発行料の適用については、別記 9 音声通信明細の発行音声通信明細の発行の規定のとおりとします。

(2) 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
発行料	1発行ごとに	500 円 (550 円)

(3) 工事に関する費用の額

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
利用の開始に係る工事費	1ユーザコードごとに	1,000 円 (1,100 円)

2 支払証明書の発行手数料

(1) 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記 11 支払証明書の発行の規定によるほか、次のとおりとします。

内 容	
支払証明書の発行手数料の適用	クラウドコーリングサービス契約者は、(2)料金額の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

(2) 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400 円 (440 円)
備 考 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。		

3 重複掲載料

(1) 適用

重複掲載料の適用については、別記 8 の 4 電話帳の重複掲載の規定のとおりとします。

(2) 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
重複掲載料	1掲載ごとに年額	500円

4 同一番号の移転調査料

(1) 適用

同一番号の移転調査料の適用については、別記 12 同一番号の移転調査の規定のとおりとします。

(2) 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
同一番号の移転調査料	1電気通信番号ごとに	1,000 円

第6 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第 37 条 ユニバーサルサービス料の支払義務の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) ユニバーサルサービス料の適用	ア ユニバーサルサービス料は、1のクラウドコーリングサービスに係る電気通信番号ごとに適用します。 イ ユニバーサルサービス料は適用対象の電気通信番号のうち、暦月末日に利用されている電気通信番号に適用します。
(2) 料金月の期間中に契約開始・契約解除があった場合の料金の適用	ア ユニバーサルサービス料の日割りは行いません。 イ 暦月の末日に契約の解除若しくは接続休止又は付加機能の廃止があったとき、解除若しくは接続休止又は廃止の電気通信番号はユニバーサルサービス料を適用しません。

2 料金額

区 分	料 金 額
ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ユニバーサルサービス料」の額

(注) ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。
<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/>

第7 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用については、第37条の2 ユニバーサルサービス料の支払義務の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 電話リレーサービス料の適用	ア 電話リレーサービス料は、1のクラウドコーリングサービスに係る電気通信番号ごとに適用します。 イ 電話リレーサービス料は適用対象の電気通信番号のうち、暦月末日に利用されている電気通信番号に適用します。
(2) 料金月の期間中に契約開始・契約解除があった場合の料金の適用	ア 電話リレーサービス料の日割りは行いません。 イ 暦月の末日に契約の解除若しくは接続休止又は付加機能の廃止があったとき、解除若しくは接続休止又は廃止の電気通信番号は電話リレーサービス料を適用しません。

2 料金額

区 分	料 金 額
電話リレーサービス料	電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額

(注) 電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。
<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/telephonerelay/>

別表1 外国との音声通信に係る取扱地域等

1 自動音声通信

区 分	取扱地域
アジア1	イスラエル国、シンガポール共和国、台湾、大韓民国、中華人民共和国(香港及びマカオを除きます。)、香港、マレーシア
アジア2	フィリピン共和国
アジア3	インドネシア共和国、キプロス共和国、タイ王国
アジア4	アラブ首長国連邦
アジア5	マカオ
アジア6	モンゴル国
アジア7	ブルネイ・ダルサラーム国
アジア8	パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国
アジア9	スリランカ民主社会主義共和国
アジア10	イラン・イスラム共和国、インド、オマーン国、クウェート国、サウジアラビア王国、バーレーン国
アジア11	ベトナム社会主義共和国
アジア12	カンボジア王国、ミャンマー連邦共和国
アジア13	モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国
アジア14	ネパール王国
アジア15	シリア・アラブ共和国、ヨルダン・ハシェミット王国
アジア16	カタール国、レバノン共和国
アジア17	東ティモール
アジア18	朝鮮民主主義人民共和国
アジア19	イエメン共和国
アジア20	アフガニスタン・イスラム共和国
アジア21	イラク共和国
アフリカ1	アンゴラ共和国、エスワティニ王国
アフリカ2	ウガンダ共和国
アフリカ3	マリ共和国
アフリカ4	ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ザンビア共和国、ジンバブエ共和国、チュニジア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、モーリシャス共和国、モロッコ王国、レソト王国、レユニオン
アフリカ5	エジプト・アラブ共和国、カーボベルデ共和国、ケニア共和国、コンゴ民主共和国、ボツワナ共和国、南アフリカ共和国、リベリア共和国
アフリカ6	カメルーン共和国、コモロ連合、コートジボワール共和国、タンザニア連合共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、モーリタニア・イスラム共和国、マイヨット島
アフリカ7	トーゴ共和国
アフリカ8	ガンビア共和国

アフリカ9	赤道ギニア共和国
アフリカ10	エリトリア国、ジブチ共和国、スーダン共和国、セネガル共和国、ソマリア共和国、南スーダン共和国、ルワンダ共和国
アフリカ11	アルジェリア民主人民共和国、マラウイ共和国、モザンビーク共和国
アフリカ12	エチオピア連邦民主共和国、コンゴ共和国
アフリカ13	マダガスカル共和国
アフリカ14	シエラレオネ共和国
アフリカ15	サントメ・プリンシペ民主共和国
アフリカ16	チャド共和国
アフリカ17	アセンション島、セーシェル共和国、ディエゴ・ガルシア
アフリカ18	中央アフリカ共和国、セントヘレナ島
アフリカ19	ギニアビサウ共和国
アメリカ1	アメリカ合衆国(アラスカ及びハワイを除きます。)、アラスカ
アメリカ2	カナダ
アメリカ3	米領バージン諸島
アメリカ4	ブラジル連邦共和国
アメリカ5	コスタリカ共和国、チリ共和国、ドミニカ共和国、バハマ国、メキシコ合衆国
アメリカ6	プエルト・リーコ
アメリカ7	コロンビア共和国
アメリカ8	アルゼンチン共和国、グアテマラ共和国、サンピエール島・ミクロン島、バミューダ諸島、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国
アメリカ9	グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、トリニダード・トバコ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、マルティニク
アメリカ10	エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ウルグアイ東方共和国、パラグアイ共和国
アメリカ11	ホンジュラス共和国
アメリカ12	オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、ケイマン諸島
アメリカ13	グァデルーペ、ジャマイカ、ハイチ共和国、バルバドス
アメリカ14	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、スリナム共和国、セント・ビンセント及びグレナディーン諸島
アメリカ15	キューバ共和国
アメリカ16	フォークランド諸島
アメリカ17	ドミニカ国、グレナダ、モンセラット、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、タークス及びカイコス諸島
アメリカ18	ガイアナ共和国
オセアニア1	オーストラリア、グアム、クリスマス島、ココス・キーリング諸島
オセアニア2	ハワイ

オセアニア3	ニュージーランド
オセアニア4	サイパン
オセアニア5	パプアニューギニア共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア
オセアニア6	ノーフォーク島、ミクロネシア連邦
オセアニア7	サモア独立国
オセアニア8	ニュー・カレドニア、パラオ共和国
オセアニア9	トンガ王国
オセアニア10	ナウル共和国、マーシャル諸島共和国
オセアニア11	ツバル
オセアニア12	クック諸島、キリバス共和国
オセアニア13	ソロモン諸島、トケラウ諸島、バヌアツ共和国
オセアニア14	ニウエ
ヨーロッパ1	アイルランド、イタリア共和国、オランダ王国、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、スウェーデン王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、フランス共和国、ベルギー王国
ヨーロッパ2	モナコ公国
ヨーロッパ3	オーストリア共和国、カナリア諸島、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、フィンランド共和国、リヒテンシュタイン公国
ヨーロッパ4	アゾールス諸島、ギリシャ共和国、ハンガリー共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、ルクセンブルグ大公国
ヨーロッパ5	スイス連邦、ポーランド共和国
ヨーロッパ6	アンドラ公国
ヨーロッパ7	スロバキア共和国、チェコ共和国、トルコ共和国、ロシア連邦
ヨーロッパ8	ウクライナ
ヨーロッパ9	サンマリノ共和国、タジキスタン共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、リトアニア共和国、ルーマニア
ヨーロッパ10	アイスランド共和国、アゼルバイジャン共和国、カザフスタン共和国、マルタ共和国
ヨーロッパ11	フェロー諸島
ヨーロッパ12	エストニア共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国
ヨーロッパ13	ジブラルタル、ラトビア共和国
ヨーロッパ14	グリーンランド
ヨーロッパ15	ウズベキスタン共和国、スロベニア共和国
ヨーロッパ16	ジョージア、クロアチア共和国
ヨーロッパ17	トルクメニスタン
ヨーロッパ18	アルバニア共和国、コソボ共和国、セルビア共和国、モンテネグロ共和国
ヨーロッパ19	キルギス共和国
ヨーロッパ20	アルメニア共和国

ヨーロッパ21	モルドバ共和国	
特定衛星端末	特定衛星端末1	スラヤー
	特定衛星端末2	イリジウム
	特定衛星端末6	インマルサット（4 k b p s 回線交換の音声通信及びVoIPによる音声通信に係る場合に限ります。）
	特定衛星端末7	インマルサット（64 k b p s の A u d i o / S p e e c h のモードの場合に限ります。）

2 非自動音声通信通信

区 分	取扱地域
アジア1	【大韓民国】
アジア2	香港、【マカオ】
アジア3	【中華人民共和国(香港及びマカオを除きます。)]
アジア4	【台湾】
アジア5	【シンガポール共和国】
アジア6	【フィリピン共和国】
アジア7	【インドネシア共和国】、【タイ王国】、ブルネイ・ダルサラーム国、【マレーシア】、東ティモール
アジア8	【カンボジア王国】、【ベトナム社会主義共和国】、ミャンマー連邦共和国、モンゴル国、ラオス人民民主共和国
アジア9	朝鮮民主主義人民共和国
アジア10	インド
アジア11	【スリランカ民主社会主義共和国】、【ネパール王国】、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、モルディブ共和国
アジア12	【アラブ首長国連邦】、イエメン共和国、イスラエル国、【イラク共和国】、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、【バーレーン国】、【ヨルダン・ハシェミット王国】、レバノン共和国
アジア13	アフガニスタン・イスラム共和国
アフリカ1	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、【エジプト・アラブ共和国】、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニア・ビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チ

	<p>ユニジア共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、【南アフリカ共和国】、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン、マイヨット島</p>
アフリカ2	ディエゴ・ガルシア
アフリカ3	西サハラ
アメリカ1	【アメリカ合衆国(アラスカ及びハワイを除きます。)】、【アラスカ】
アメリカ2	【カナダ】
アメリカ3	サンピエール島・ミクロン島、バミューダ諸島、【メキシコ合衆国】
アメリカ4	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、キューバ共和国、グァデルーペ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、セント・ルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダードトバゴ共和国、ハイチ 共和国、バハマ国、バルバドス、【プエルト・リーコ】、【米領ヴァージン諸島】、マルティニク、モンセラット
アメリカ5	エルサルバドル共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、ベリーズ、ホンジュラス共和国
アメリカ6	ブラジル連邦共和国
アメリカ7	【ペルー共和国】
アメリカ8	【アルゼンチン共和国】、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、ガイアナ共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、【チリ共和国】、パラグアイ共和国、フオークランド諸島、フランス領ギアナ、【ベネズエラ・ボリバル共和国】、ボリビア共和国
オセアニア1	【グアム】、【サイパン】
オセアニア2	【ハワイ】
オセアニア3	【オーストラリア】
オセアニア4	【ニュージーランド】
オセアニア5	キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、パラオ共和国、バヌアツ共和国、【フィジー共和国】、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島

		共和国、ミクロネシア連邦
	オセアニア6	【クリスマス島】、【ココス・キーリング諸島】
	オセアニア7	ウェーク島、ミッドウェー島
	ヨーロッパ1	【グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国】
	ヨーロッパ2	アンドラ公国、【ドイツ連邦共和国】、【フランス共和国】、【モナコ公国】
	ヨーロッパ3	【イタリア共和国】、【オランダ王国】、【サンマリノ共和国】、【バチカン市国】、【スイス連邦】、【ベルギー王国】、【リヒテンシュタイン公国】、【ルクセンブルク大公国】
	ヨーロッパ4	アイスランド共和国、【アイルランド】、【アゾールス諸島】、【オーストリア共和国】、【カナリア諸島】、【ギリシャ共和国】、グリーンランド、ジブラルタル、スウェーデン王国、【スペイン】、【スペイン領北アフリカ】、【デンマーク王国】、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、【ポルトガル共和国】、【マディラ諸島】、マルタ共和国
	ヨーロッパ5	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、クロアチア共和国、コソボ共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、モンテネグロ共和国、タジキスタン共和国、【チェコ共和国】、トルクメニスタン、【ハンガリー共和国】、【ブルガリア共和国】、ベラルーシ共和国、【ポーランド共和国】、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、【ルーマニア】、【ロシア連邦】
特定衛星端末	特定衛星端末1	スラヤー
	特定衛星端末2	イリジウム
	特定衛星端末6	インマルサット（4 k b p s 回線交換の音声通信及びVoIPによる音声通信に係る場合に限ります。）
	特定衛星端末7	インマルサット（6 4 k b p s の A u d i o / S p e e c h のモードの場合に限ります。）
備考		
【 】は第1種本邦着信音声通信の取扱地域		

別表2 特定装置に係る機能

区分	提 供 条 件
クラウドコーリングサービスに係る電気通信番号の通知機能	<p>クラウドコーリングサービスに係る自営端末設備又は自営電気通信設備が操作されることで行われる音声通信について、第18条電気通信番号の規定により、特定装置接続回線に定めた電気通信番号を着信先の当社の電気通信回線又は着信先の電気通信回線に係る相互接続点へ通知するもの</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、クラウドコーリングサービスに係る電気通信番号を着信先の当社の電気通信回線又は着信先の電気通信回線に係る相互接続点へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、第44条 責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。 2 本機能に関する提供条件は、当社が別に定めるところによります。 <p>(注)クラウドコーリングサービス契約者は、本条の規定等により通知を受けた発信電気通信番号の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。</p>

附則

(実施時期)

この約款は、令和2年7月28日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この約款は、令和2年10月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この約款は、令和2年12月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この約款は、令和3年3月23日から実施します。

附則

(実施時期)

この約款は、令和3年7月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この約款は、令和3年9月2日から実施します。

附則

(実施時期)

この約款は、令和3年9月14日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この約款は、令和3年9月29日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この約款は、令和3年11月17日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この約款は、令和4年2月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この約款は、令和4年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この約款は、令和4年10月19日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期間)

- 1 この約款は、令和4年10月31日から実施します。

(サービスのタイプに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際限に、次表の左欄に定めるこの改正規定による改正前の約款の規定により当社が提供しているサービスは、この改正規定実施の日において、次表右欄のサービス及びタイプに移行したものとします。

クラウドコーリングサービス	クラウドコーリングサービス タイプII
---------------	------------------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和5年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年1月11日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年1月31日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年2月28日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年3月30日から実施します。

(サービスのタイプに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際限に、次表の左欄に定めるこの改正規定による改正前の約款の規定により当社が提供しているサービスは、この改正規定実施の日において、次表右欄のサービス及びタイプに移行したものとします。

クラウドコーリングサービス	クラウドコーリングサービス
---------------	---------------

タイプⅠ	タイプⅡ
クラウドコーリングサービス タイプⅡ	クラウドコーリングサービス タイプⅠ

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。